

「封建制の危機」下におけるパンデミック発生の諸要因

— カペー王権期からヴァロワ王権成立期を中心に —

近江 吉明

はじめに

繰り返される地球規模の異常気象下で、新型コロナウイルス（COVID-19）が世界各地で猛威を振るっている。このパンデミックという現象に注目したせいか、主に、感染症学の論考の中では、今回の感染症の大流行を14世紀のペストのそれとの比較において捉えようとする歴史認識が示され、それが一定の影響をもたせて受け入れられている。14世紀のペスト大流行の際の人的被害の実態を考えれば、こうした認識が出てくるのも止むを得ないことであろう。

ただし、この捉え方の説明として、感染症学の一部が「このようなペストの流行は人類の滅亡まではおこさなかったものの、ヨーロッパでは中世から近世の幕開けという大きな歴史の原動力となった。これはある意味で、人類の社会を進化させる役割を担ったといってもいいだろう」⁽¹⁾ と言い切ることに、歴史学の立場からは一定の留保をせざるを得ない。というのも、ペストの流行の下での人口減少がヨーロッパ封建社会を大きく変えたという歴史認識には首肯し難いからである。

しかしながら、以上のような認識が一人歩きしてしまっているのには、その要因として、歴史学側における学説史的な整理が不十分であったことが指摘されねばならない。詳論は避けるが、今では過去の「イデオロギー論争の残滓」として無視される傾向にある「封建制から資本制への移行論争」あるいは「封建制の危機

論」に係わる諸研究成果の確認が必要となろう。

本稿では、主にフランスの封建制研究が打ち立てた「封建制の危機」像の再確認を行ない、13・14世紀ヨーロッパにおける「封建制の危機」の実態に迫ることにしたい。今回のこの作業では、マルク=ブロック（Marc Bloch）の封建制研究⁽²⁾にまで立ち返り、とりわけ、ギイ=ボワ（Guy Bois）の『封建制の危機』研究⁽³⁾を重視しながら「14世紀ペストの流行」の諸要因を限定していくことにする。また、本稿では、主に13・14世紀「フランス」の中世後期が分析対象となるが、「フランス」とは地域概念であって近代国民国家としてのそれではないことを強調しておきたい。それは、「イングランド」と表現する場合も同様である。

I、「封建制の危機」の展開とその特徴

14世紀フランスにおけるペスト大流行の背景とその実態を探る場合、先ず明らかにしなければならないのは、中世フランスの主だった地域に展開していた「純粹莊園制」（＝中世領主制）がどのような場面で、如何なる因果関係の中で「危機」を迎えたかの確認である。

「純粹莊園制」を生み出したのは、「中世農業革命」と一括される三圃制農法の定着、荒蕪地や森林地などの開墾の促進による耕地の拡大に伴う農業生産力の増大である。その結果、13世紀には人口の増大が生じ、あわせて急成長していた中世都市の確立の中で、「中世農業革命」

の水準の範囲内ではあるが、商品貨幣経済（＝市場経済）が成立していた。この動きを速めたのは、長期にわたる十字軍侵略による「東方貿易」への参入であったことは言うまでもない。

しかしながら、この中世社会の成長も13世紀中葉以降になると、一般に「封建制の危機」とも表記される「中世領主制」の危機の進行の中で衰退の局面に突入することになる。

(1) 商品貨幣経済下の中世経済の低迷

通説的に言えば、中世経済の低迷は13世紀中葉に確認されている。まず、中世経済の成長を支えてきた開墾の動きが、遅くとも1240～1250年頃に必然的に終わったことである。フィリップ＝コンタミンヌ (Philippe Contamine) によれば、それは「空間的かつ技術的な構成要素の中で、中世の生態系が極限に達したからだ」⁽⁴⁾であり、従って、農地の拡大も止まり、農業生産も13世紀中葉以降停滞したのである⁽⁵⁾。では、この農業生産力の停滞が経済的景気全般にどのように作用していったのかが問題となる。

① 経済的景気後退（停滞）の始まり

成長が止まり、中世世界の主軸でもあった農業生産力水準の停滞が固定化すると、中世社会は短期間の内に破局へ向かったとされる。しかも、生産力の増大による解決が一般化されることもなく、あるいは、それが高水準の商業や手工業の諸活動といった経済活動の真っ只中にあって、非常に進んだ発展の段階へ向かう特別な諸条件がまだ整っていなかった⁽⁶⁾。同時に、それまでの人口増大という状態を抱えたままだったので、農山村の人口密度は驚くべき水準に達していたために、空いている耕地の欠如が保有農山村の耕作地の細分化を惹き起こしていた⁽⁷⁾。G. ボワは、ノルマンディーとノール地方の大穀倉地帯でも「4分の3の農民が3～4

ヘクタール以下で生活し、家屋一戸、菜園地、小区画の畑しか保有していなかった」⁽⁸⁾と結論付け、返済の済んでいない負債のこともあり、多くの零細な保有農山村民は羊毛や麻を加工し、都市民へ暖房用の薪を売り、さらには日雇いの労働をこなすなど多様な補足的仕事に従事せざるを得なかったとしている。このことは、保有農山村民層の両極分解が始まっていたことを示している。このように、とりわけ貧しい農山村民層が商品貨幣経済の浸透の中で搾取の対象になっていった。

そうした農山村民層が市場経済の利潤追求の対象となったのは、先ず借金行為においてであった。1261～1286年度にかけて保存されたベルピニャンの公証人文書からは、多数の農山村民が小作料の支払いと種籾の購入のために町の金融業者から借金をしている事例が読み取れる⁽⁹⁾。このようにして生じた彼らの保有する農地の収縮という現象は、必然的に非農業部門の利潤として即時的効果をもたらしたのである。つまり、交易などでわずかに根付いた多少とも本源的な市場経済システムの中において、農業生産の頭打ちは、農山村民たちには何度かの厳しい飢饉を通して単なる人口学的調節しかもたらさなかったともいえる⁽¹⁰⁾。

その人口であるが、13世紀の最後の10年間あたりから農山村あるいは都市を問わず、食糧供給の最低水準に合わせて減る傾向を示し始めている。そのより良い指標は、1300年前後における飢饉と食糧危機の深刻さとその発生頻度に見られたことは言うまでもない。この貧困化は、それと随伴して、栄養失調に見舞われ、不安定な生活水準によって悲惨な衛生状態を被った住民たちを病氣へいざなうことになった。こうした中で、借金をした人々の最後の可能性として、自らの土地を放棄して農山村から都市への移住も目立っていた⁽¹¹⁾。

この農業生産の収縮によってもたらされた停滞の一撃による犠牲となったのは貧しい人々だけではなかった。社会の安定性にとって、全く同じように懸念されたこととして貴族(=領主)に降りかかった経営的困難にも注目しなければならない。それも、貴族の慣習的な浪費癖、これ見よがしの出費好み、あるいは非常に金のかかる聖地遠征を引き合いに出し説明するだけでは不十分である。詳細は次節にて検討するが、13世紀中葉ごろには、小作地代の固定化のために、領主収入の下落の兆候が見え始めていた。さらに、開墾の鈍化と停止とともに、貴族階級の歴史においても商品貨幣経済の展開の中で支配階級としての立場を維持できない重大局面へと突入した。つまり、貴族階級としての社会経済的再建は、並外れた繁栄の中にあった商業利益の下での金利上昇に直面してただけに、益々、脅かされることになった。貴族の総ての階層がこの現象を介して関係させられたが、とりわけ、小領主層が保有農山村民層と同じように高利貸しの爪牙にかかった。他の領主層にあっても所領の一部かないしは全部を放棄するケースがあった。このような関係性の中での領主収入の下落は、王領地での財源の欠乏にもつながり、王国の財政確保の政治的な政策導入を促している。13世紀の第4四半期になると、国王課税、強制公債、貨幣改悪、その他の金策と

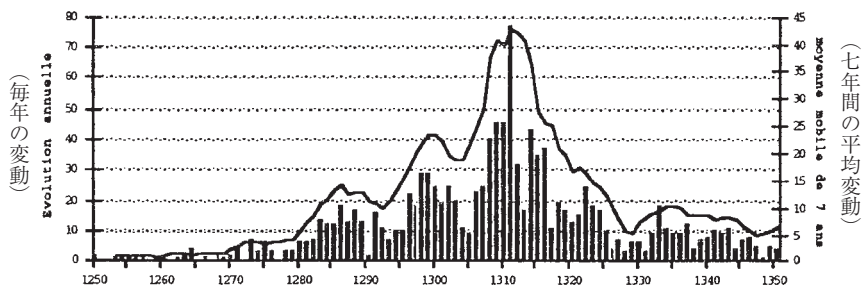
いった、新たな財源政策の探求が必要不可欠な要請となるのであった⁽¹²⁾。

② 景気後退下の物価上昇

そうした「封建制の危機」の展開は、1280～1316年の間における、物価の急上昇、制御されない投機、あらゆる種類の急場しのぎの最後的手段によってさらに深刻な段階に突入している。それまでは、緩やかだった穀物価格曲線が荒々しく高騰するのであった。例えば、イルド-フランス地方では、1287年から1303年にかけて混合麦(ライ麦と小麦)の価格が2倍になっている⁽¹³⁾。ノルマンディーやピカルディーでは、土地価格が購入時と同様に賃貸借においてもより激しく高まっていることが確認され、あるいはノール地方では、1ボニエ当たりの土地賃貸借料が、1276年における18スーから1316年には80スーに推移していることが明らかにされている。このことから、実際の投機熱が不動産取引にも及び、常軌を逸した仕方でそれらの価格を押し上げていたことが予測される。この点で、M.ベルトの以下の仕事が土地投機熱の動向を掌握している⁽¹⁴⁾。この表が示しているのは、1280年ごろから不動産取引ブームが顕著となり、1305年から1312年に4ないし5倍の最高点に達しているという事実である。

この景気後退下の物価上昇は、この他にも、

＜表1＞ ケニャック修道騎士領における領民間の土地取引



Source : M. Berthe, le « Marché de la terre... » pp. 299-300 dans *Campagnes Médiévales...* Paris, 1995.

穀物価格の上昇、流布していた通貨変動、小作地代などの貸付料の高騰、農山村民の流入による都市需要の増大などの現象を伴った。さらに、非生産的な公的支出の急上昇を生み出した。こうした経済上の因果関係の中で、長期にわたる略奪のための「戦争」が、そうした公的予算のゆき詰まり結果として、かつその要因として登場した。また、その動きの中で、新たな公的財源要求が流通する通貨総量の急激な増大として現れた。そのため、そのころ貨幣鑄造は最高位に達していた。この公的財源確保のために、国王権力によって強制公債、新税、財産没収が実施されて多くの人々の蓄えを空にした。とりわけ、すでに仮死状態にあった農山村民にとって、この一撃は決定的であった。こうして、彼らの借金による土地放棄、そして都市への旅立ちが速まったのであった⁽¹⁵⁾。

農山村民の流入が一般化するなかで、都市では多くの中下層民が、食料品価格高騰と家賃の上昇に同時に見舞われ、さらに、労働賃金収入の低下によって生活必需品の価格高騰との間の大きな不均衡に苦しめられた。こうして、1310年代には、弾力性のあった中世社会が極限状態に達していた。結局、景気後退下の物価上昇は、断絶あるいは倒壊状況をもたらす、極端かつ発作的な影響しかもたらさなかったと言える⁽¹⁶⁾。

③ 構造的危機の中での崩壊の範囲とその度合

農山村や都市、さらには領主制経済もが、利潤追求の論理に席卷され、商品貨幣経済下に組み込まれ未曾有の不均衡を抱えた複雑な社会は、1310年代に次々と機能不全に陥っていった。G. ボワが言うところのこの構造的危機とは、「封建制の危機」であると同時に資本制への移行の長い旅路の始まりであった。

転覆が起きるには起爆剤が必要であった。それは、とりわけ強烈な食糧危機であった。この

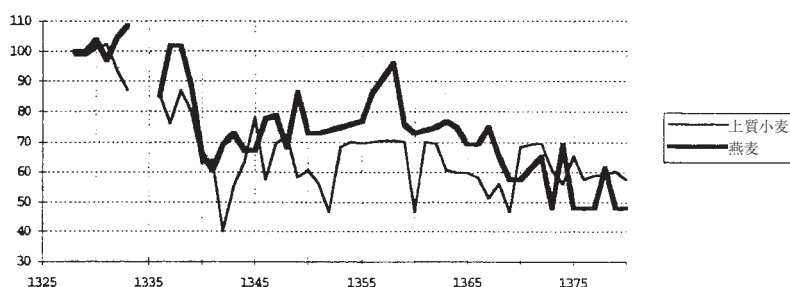
問題についての先行研究は、概ね次のような結論に達している。1314年の平年並みの収穫の後、1315年は、異常な長雨のために続く収穫期が明確に不振であったよう見えた。たちまち穀物価格が天文学的水準にまで跳ね上がり、西ヨーロッパ中のほとんどの都市では飢餓が発生した。パリでは、「道路や広場で人々が死に」⁽¹⁷⁾、フランドルでも、都市人口の10%が消滅したという⁽¹⁸⁾。至る所の都市では、1315~16年の飢餓が人口減少の出発点であることを記録している⁽¹⁹⁾。この食糧危機は、直接的には長雨という異常気象によって発生しているが、これほどの甚大な被害を惹き起こした背景には「封建制の危機」の構造的な問題があったことは言うまでもない。次節で見ることになる領主の荘園経営における商品作物栽培の拡大傾向が、全体としての穀物生産量の低下を招いた背景の一つであったことが指摘されねばならない。

次いで、この構造的危機の状況を示すのが、14世紀の前半期の穀物も含めた農業生産の崩壊過程である。G. ボワの東部ノルマンディーの研究では、領主の領地所有証あるいは会計決算などの経営文書の明細目録から生産量を計ることができるとして、穀物生産の収縮は、景気後退の最終段階で35%から60%の変動幅の中に位置づけられるとした⁽²⁰⁾。また、フォシエによって作成されたフランドルのアルトワ地方のノートルダム-ド-ドゥエ (Douai) の十分の一税に基づいた穀物生産の変化を示した<表2>からは、ペスト大流行の10年前に、1329~1332年と比較すると30%から40%の衰退が確認され、小麦栽培の危機がペストに先行していたことが見えてくる。さらに、カンブレジ地方に関するH. ヌヴーの研究からは、穀物生産の急変は早くも1320年に表れているという⁽²¹⁾。

農業部門以上に、手工業部門における損傷の広がりや算定するのは難しいが、イーブルの毛

＜表 2＞ ドゥエにおける穀物生産量（1329 — 1332 年度を 100 として）

Production céréalière à Douai (indice 100 pour les années 1329-1332)



織物生産は、14世紀の前半期において3分の2近くまで落ち込んでいる。ガン、ドゥエ、リール、アラスも同様の衰退の特徴を示した。パリでは、1330年までの好況のただなかで織物業を市壁内に擁していたが、これ以降の衰退は急激であったという⁽²²⁾。

以上のように、商品貨幣経済の浸透の中での「封建制の危機」の進行状況を時系列的に捉え、その広がりや重篤さの度合いを構造的に捉えてみると、それまでの中世領主制経済に止めを刺したのが何であったかが見えてきたであろう。それは、何ら恥じることなく、当時の多くの生産者による総生産であるところの富の篡奪を決め込んだ、貴族化した富裕都市民層や封建制にしがみ付いた有力封建諸勢力（国王、諸侯、聖界領主など）の飽くなき利潤追求の暴走であった。

(2) 領主制の危機 — 純粹莊園制から「地主-小作制」への変化 —

「封建制の危機」を最も身近に感じ取り、その防止のために陰に陽に悪あがきをしたのが俗界あるいは聖界の領主階級であった。しかも、前述のように各所領内の農山村民の生命財産のことを考えての、双務関係を前提としての行動ではなかった。この状況を「領主財産の危機」

と表現したM. ブロックは、「中世末期の2世紀間は、西部および中央ヨーロッパの全域にわたる農村荒廃と人口減少の時期であった。それは、いわゆる13世紀の繁栄の報いであった。前時代の政治的産物 — すなわち、カペー王朝およびプランタジネット王朝（中略） — は、力そのものの故に、あらゆる種類の軍事的冒険に引きこまれ、一時は、これらの王朝の存在理由であった治安と秩序維持の使命を満たしえなくなったかのようにであった」⁽²³⁾と総括していた。

果たして、王領地を所有する国王、大中小の諸侯領を持つ貴族、教会領や修道院領を経営する聖職者などは、どのようにして、この「領主財産の危機」を乗り越えようとしたのかをクロズアップしてみたい。

① 領主経営の悪化 — 一直領地中心の商品作物栽培経営の拡大 —

純粹莊園制段階で領主財政を支えていたのは、当然のごとく各領主の莊園管理に基づく所領経営であった。その所領経営における領主収入の減少が、領主経営を悪化させていくことになった。それは、現象面では収入減として表れるが、本質的には、中世領主制的な生産システム・生産様式の行き詰まりであった。それが、前述のように領主制の中での農業生産力の停滞に端を

発している。その「行き詰まり」はくり返しになるが、商品貨幣経済の浸透の中での、商品作物栽培の拡大や地主小作制の展開という構造的な変容の場面で顕在化するに至った。

一連のこの変容を、ギ=フルカン (Guy Fourquin) が、主にイル=ド=フランス地方のサン=ドニ修道院領の年度会計記録によって綿密に実証分析している⁽²⁴⁾。<史料1>は、当修道院の13世紀末の年度会計の実態を示しているものであるが、そこから見えてくる「構造的な変容」は、1) 領主制地代の定額化 (cens) お

よびその収入額の減少、2) 留保地 (réserve、= 領主直領地) などを利用したグランジュ (直接経営方式、零細保有農山村民の余暇労働を手間賃 façon で確保した) における商品作物栽培経営の拡大、3) 森林経営による建築用・燃料用木材収入の増大、4) 「増加サンス (croits des cens)」、「サンスおよびラント契約 (contrat à cens et rents)」と表記されたラント (地主小作制によって生じる rents 小作料) 制の浸透、の四点にまとめられる。

ここでは、2) 商品作物栽培経営と3) 森林

<史料1> サン=ドニ修道院領の会計記録 (1284-’85-1303-’04)

(項 目) \ (収 入)		(年 度)				
		1284-’85	1289-’90	1294-’95	1299-1300	1303-’04
延滞金	金	3,045Lb.	1,218	2,932	5,542	1,634
《De presenti》		19,442	18,822	16,791	18,302	19,354
河 岸 税・市 場 税		454	—	454	477	524
木 材		1,766	2,135	2,160	1,437	2,166
《De privatis》		914	965	4,282	3,164	2,350
貨幣地代		288	325	333	315	338
Gennevilliers		183	94	91	148	183
貨幣収入総額		26,086	23,617	27,040	29,381	26,546

注) 1Lb. (リーブル)=25s. (スー) 1s.=12d. (ドゥニエ)

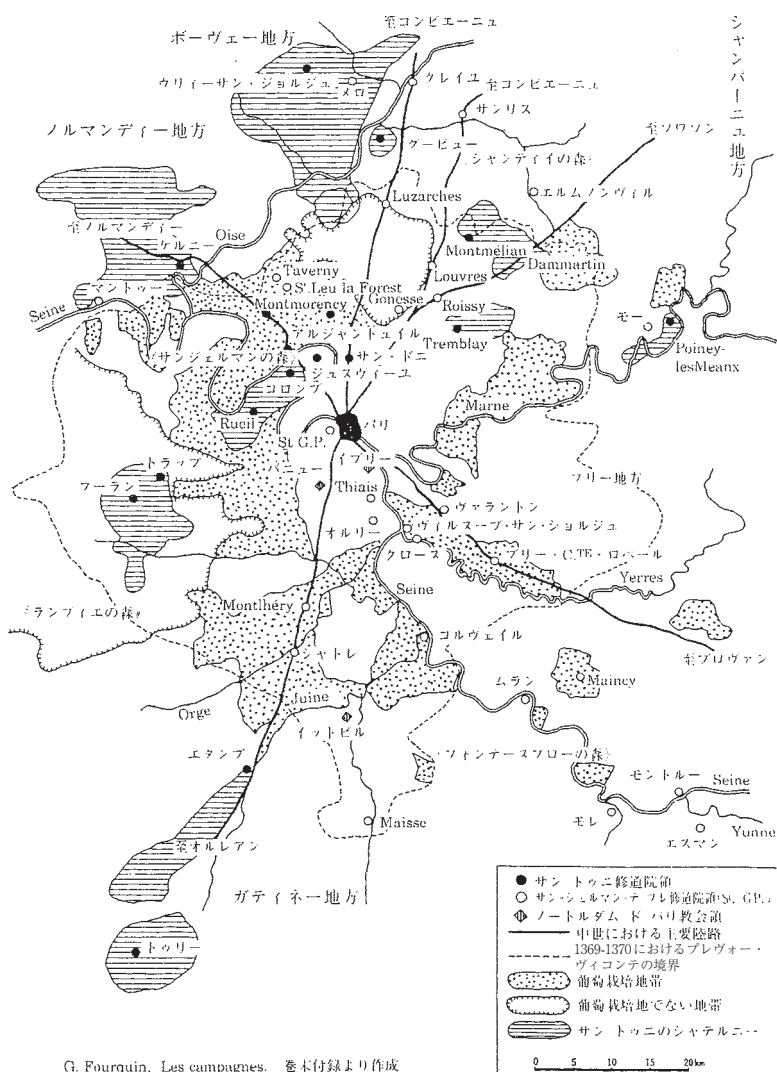
(項 目) \ (支 出)		(年 度)				
		1284-’85	1289-’90	1294-’95	1299-1300	1303-’04
Communes 支出 I		10,605	15,032	14,069	11,613	8,443
“ II		1,824	884	2,563	2,627	3,708
年金と永久 cens		1,804	553	538	466	514
終身年金		104	499	467	550	383
施しと特赦		199	31	318	280	197
衣服		597	553	571	706	649
騎士 (ソルダ)		308	325	298	563	154
サン=ドニ外の修理		2,724	1,161	1,197	2,157	1,734
サン=ドニ内の修理		160	233	405	2,422	1,407
接待係に対する修道院支出		607	377	113	— 削除された項目 —	
修道院の支出		1,013	59	9	71	108
不動産購入		1,957	356	194	—	119
Gennevilliers		101	94	144	197	261
グランジュ経営費 Tremblay Villepinte		56	— 削除された項目 —			
葡萄畑における支出		1,928	2,096	1,694	1,532	1,946
隠れた金銭支出		1,631	981	1,725	2,360	3,457
大 家 屋		934	1,067	1,086	1,528	2,238
小 家 屋		343	221	230	203	323
Chévecier		579	574	694	376	1,288
食 費		447	457	443	482	530
貨幣支出総額		26,088	25,547	26,909	28,125	27,451

* <史料1> <史料II> 共に、Fourquin, G., *Les campagnes*, chap. II より作成。

経営に注目してみたい。＜史料1＞からは1284年度から1303年度までの木材収入が平均して約2,000リーヴル（7.2%）であったことがわかる。また、当該修道院領のトランブレイ地区には、留保地の耕地が400アルパン（1アルパン＝約2ha）、森林が757アルパン以上存在すると計算している⁽²⁵⁾。G.フルカン以外では、ロベール＝ブトリッシュ（Robert Boutruche）が、パリ地方の所領においては、賃貸された広大な土地のそばに修道院の幾つかの属領(dépendance)

が、規模の大きいところで150~200アルパン、小さいところでも数十アルパンを所有し、そのブドウ畑、小麦畑、小牧場、森林から相当の利益を得ていたと分析した⁽²⁶⁾。また、ジョルジュ＝デュビー（Georges Duby）も、グランジュで生産された商品作物が葡萄酒を中心にはるばる北欧にまで輸出されたとして、このような領主側の商品貨幣経済を前提とした大規模な直領地（グランジュ）経営では、木材の販売や豚の放牧のための森林経営まで行われていた例

＜史料2＞ パリ地方における森林経営地と葡萄酒



G. Fourquin. Les campagnes. 巻末付録より作成

を挙げている⁽²⁷⁾。

この動きは、G. フルカンが実証したガティネー王領地でも確認されている。それは1332年度決算で、木材販売収入が総収入の約42%を占めていたところに象徴的に表れていた⁽²⁸⁾。また、これらの動きをパリ地方に限って示したのが、同じくG. フルカンの作成した〈史料2〉の地図である⁽²⁹⁾。旧パリ市街を取り囲むように、シャンティイ、ランブイエ、フォンテーヌブローなどの森林域と広大な葡萄畑が点在しているのがよくわかる。しかも、この傾向はパリ周辺地域だけでなく、ジュラ、メッス周辺、シャラントンなどの地域でも見られるという⁽³⁰⁾。こうした動きを別の角度から捉えたロベール＝フォシエ（Robert Fossier）は、1280～90年以来の売却された森林からの「3分の1税」徴収や1319年の「森林統制税」の新設の例を挙げて、森林経営が盛んであったことを強調している⁽³¹⁾。さらに、領主直領地（グランジュ）以外の、一般の耕地でも、それまで作付されていた小麦などの穀物に代わって商品価値の高いカブ類、豆類、染料用植物が栽培されるようになっていたことが指摘されている⁽³²⁾。

このように、商品貨幣経済に巻き込まれた中世領主制の構造的変容は、利潤追求路線を猛進するあまり、伝統的な農村景観を一変させ、「旧来の生活資料の同時栽培形態に致命的な打撃を与えて」⁽³³⁾しまった。つまり、領主制システムを支えてきた穀物生産を中核とする農業基盤を領主自らが切り崩すという大過を犯したのである。

②「地主-小作制」の浸透 一都市の商人資本と領主の「介入」一

すでに見てきたように、農山村地域の土地保有農民が都市の金融業者から「保有権」を抵当に借金をしていたことは明らかであり、年度ご

とに設定された小作料を「地主」である貸主に支払っていたことは当然で、これが農山村民の貧困化の最大の要因であったといわれるほどであった⁽³⁴⁾。こうした動きをM. ブロックは、「普通いわれているように『土地所有のあらたな志願者、つまりブルジョワ』がいまや現れた、
といっているのではない。ブルジョワジーが出現して以来、その成員の大多数が都市の周辺で農地を獲得するのがみられたが、しかしそれだけではなく、かれらの最も卓越した者が徐々に領主世界にすべりこんでいくのもみられた」⁽³⁵⁾と言い、13、14世紀の事例として、ラニユイの森の管理で産をなしたドルジュモン一族やルーアンの葡萄酒商で徴税請負人および高利貸しであったロベール＝アロルジュのケースを挙げている。

しかし、地主-小作制の仕掛け人はブルジョワジーだけの特権ではなかった。この点についてもM. ブロックの「農奴解放」の分析で鋭く読み解かれている、それは「またあるときは、『解放者』*manumisseur*は定期的固定地代を認めさせた。その地代は、保有地にかかる古い貢租よりも重くなり、しかもきわめて気まぐれな比率で、うまい工合に農奴的負担にとって代わった。もっとのちには、解放金は、しばしば、土地で支払われた。すなわち、解放された村落が、共同地の一部を領主に譲り渡したのであった」⁽³⁶⁾との分析である。

この「農奴解放状*affranchissement*」の研究は、G. デュビーや森本芳樹⁽³⁷⁾らの仕事によって、1250年に発給されたサン-ジェルマン-デ-プレ修道院領の解放状の検討がさらに進められた。解放状において主張されているところをまとめると、1) 対立の絶えなかった恣意タイユ税の廃止、2) 消えかけていた農奴三指標税（死亡税、人頭税、領外結婚税）の廃止、3) 各種使用強制（バン）権*banalité*の再確認、4) 共同体

的慣行・特権・自由の制限、5) 農民保有地の贈与・売却・交換の禁止、6) 買い戻し金としてパリ貨1,400リーヴルの支払い、であった⁽³⁸⁾。

この史料内容で特に注目すべきは、当時にあつてはすでに形骸化してしまっていた農奴三指標税を仰々しく持ち出し、「しかしながら数

回の交渉の後に、(中略) それらを買戻すべく、確かにパリ貨1,400リーヴルを支払いたいと希望した。そこで我が修道院はそれらを全面的に受け入れた⁽³⁹⁾」と言い立て、恩着せがましく「買い戻し金」まで取り立てようとする姿勢のその裏側に見え隠れしている目論見の部分

<史料3> 農奴解放の全般的発生状況

(年 月)	(所 在 地)	(所 属)	(内 容)
(1) 1246. 8.	Rosny-sous-Bois	Sainte-Geneviève 聖務院	
(2) 1246. 10.	Villeneuve-le-Roi	Saint Louis (聖ルイ)	
(3) 1248. 3.	Nanterre, chennevières, Cretail, Autenul, Vanbves, Fontenay, Bagneux, Ivry, Bourg-la Reine	Sainte-Geneviève 聖務院 〃 〃 〃 〃	non-libres (非自由民) を解放 〃 〃 〃 〃
(4) 1248. 6.	Rungis, Thiais, l'Hay, Athis, Mons, Epinay, Villeneuve-le-Roi, Quincy	Saint-Germain-des-Prés 修道院 〃 〃	non-libres を解放 〃 〃
(5) 1248. 6.	Antony, Verrières	〃	hommes de corps (体僕) を解放
(6) 1248. 11.	Villeneuve-la-Garenne, Courbevoie, Colombes, Gennevilliers, Asnières, Puteaux	Saint-Denis 修道院 〃 〃 〃	non-libres を解放 〃 〃 〃 } 1,700l.b.
(7) 1250.	Villeneuve-St.-Georges Valenton, Crosnes, Thiais, Choisy, Paray, Grignon, Cachan	Saint-Maur-des-Fossés 修道院 〃 〃 〃	serbage (農奴身分) を自領の「直営地」 から消滅させた } 1,400l.b. 〃
(8) 1252. 3.	Saint-Maur, la Varenne- Saint-Maur, Chennevières- sur-Marne	Saint-Maur-des-Fossés 修道院 〃 〃	hommes de corps を解放 〃 〃
(9) 1255. 7.	Wissous	L'evêque de Paris 修道院 (パリ司教)	serfs (農奴) の解放、1,400l.b.
(10) 1259.	Moissy	〃	
(11) 1259. 1.	Chevilly	Le Chapitre de Notre-Dame	〃
(12) 1263.	Thiais, le Val, Arcueil Granchet, Orly, Paray, Issy, Meudon, Fleury, Villeneuve-Saint-Georges	saint-Louis 〃 〃 〃	serfs の解放 自領 (王領) の non-libres を解放 〃 〃 〃
(13) ?	Yerres	Yerres の世俗領主	「王領や修道院」と同様に 行なわれる。
(14) 1263. 5.	Orly	Le Chapitre de Notre-Dame	serfs (農奴) の解放、1,400l.b.
(15) 1266.	Boissy-Saint-Léger	Boissy-Saint-Léger 修道院	hommes de corps を解放
(16) 1266. 4.	Châteaufort	Le Chapitre de Notre-Dame	serfs の解放
(17) 1268. 6.-7.	Vitry	Vitry 修道院	hommes de corps を解放
(18) 1269. 1.	Bagneux	Le Chapitre de Notre-Dame	serfs の解放、1,300l.b.
(19) 1270. 1.	Vitry	〃	〃 500l.b.
(20) 1272. 9.	Sucy-en-Brie	〃	〃 1,500l.b.
(21) 1277. 9.	Créteil-Sucy	Saint-Maur-des-Fossés 修道院	hommes de corps に自由を 与える。1人当り 6l.b. 20l.b.
(22) 1280/81. 8. 4	Ivry	Le Chapitre de Notre-Dame	〃 4人が24l.b.
(23) 1302.	王領地	フランス王 (Philippe-IV)	解放運動
(24) 1311. 11.	Créteil	Le Chapitre de Notre-Dame	hommes de corps に 自由を与える。
(25) 1315-1318.	王領地	フランス王 (Louis-X)	農奴解放令
(26) 1325. 6.	Maison-Alfort	Saint-Maur-des-Fossés 修道院	hommes de corps に 自由を与える。

である。ここからも、この時の領主側の基本戦略が、領主権の発動を匂わせながら、所領内の農山村民への負担増を迫るものだったことが分かる。次の〈史料3〉が示しているように、この手法は当該修道院だけのことではなかった。そうした圧力の中で、「増加サンス」「サンスおよびラント契約」の名称での増徴を具体化していたのであった。この手口は都市の商人資本による高利貸しの姿勢と全く同じ利潤追求の手段だったことになる。もちろん、農山村民の抵抗が繰り広げられることとなる。

③ 領主・農山村民関係における伝統的「双務関係」の崩壊（＝共有権侵害）

上記の修道院の解放状にも確認された、「4）共同体的慣行・特権・自由の制限」は、領主制の危機をさらに鮮明にする深刻な事態を生み出した。というのも、中世領主制は、領主のみならず農山村民の側もが、この「共同体的慣行」をいわば「天賦のシステム」として容認するところに成立していたのだが、これを制限する行為は、両者の間に存在していた双務的諸関係を領主側が一方的に破棄するものであったからである。

「共同体的慣行・特権・自由」は、とりわけ開放耕地の地方においては、共同放牧、耕作強制、囲い込み禁止の裏返しの認識であった。この点についてのM. ブロックの捉え方は、徹底した史料分析とフィールドワークの積み重ねに裏打ちされた構造的な視点を駆使していて、説得的である。「共有地の効用は多様であった。荒蕪地あるいは森林として、それは放牧地の補充を家畜に保証するものであったが、採草地も、休閑地における飼料栽培も、ふつう、この補充なしにすまずことはできなかった。森林としてはさらに、木材および、樹木の陰で採すならわしであったその他の多くの産物をもたらした。

沼沢地は、泥炭や灯心草をもたらした。原野は、寝薬用の灌木、芝土の塊、肥料に用いられたエニシダやシダをもたらした。最後に、多くの地方において、共有地は一時的な耕作に委ねられる耕地の予備地の役目を果たした。さまざまな時代、さまざまな場所において、その法的条件がどのように取り決められたかを、それが存在していたかどうかではなしに、考えねばならない。なぜなら、農業がなおほとんど個人主義化せず、そして小経営地が供給しえなかった物を買求めることがほとんどできなかった古い時代においてとくに、共有地なしには、農業生活は全く不可能であったからである」⁽⁴⁰⁾ との説明は、農山村民にとって共有権・森林用益権がいかに重要であったかを的確に示している。

そうであるがゆえに、13世紀中葉頃から目立ち始めた共同体的諸慣行の制限行為は、農山村民からは領主権による侵害と捉えられ、これをめぐってさまざまな対立・抗争が発生していた。〈史料4〉のオリム Olim 判告集にそうした事例を求めることができる。

取返して繰り返すまでもないが、「領主財産の危機」を乗り越えるために取った領主側の選択は、商品貨幣経済に適合した所領経営への路線変更であった。その結末が、単に領主収入の減少だけでなく中世領主制の構造的変容をもたらししてしまったのである。つまり、穀物などの生産を中軸とした伝統的な農業生産の基盤を切り崩し、飢饉や流行病の打撃に弱い状況を作り出し、さらに、地主小作制の導入による農山村民の労働力を商品化し搾取を強化するなど、事実上の苛斂誅求を進め彼らの貧困化を招いていた。ところが、領主側はさらに〈史料4〉が示しているような、共有権の制限にまで踏み込み、とりわけ、13世紀中葉から14世紀前半期にかけて、農山村民の生計の基盤の一つでもあり、サバイバルの場でもあった森林用益権などの共有

＜史料4＞ 森林地などにおける共同体的諸慣行に対する領主権の介入

	年	地域名	内 容	史 料
1	1213	ランスの住民 マルヌ県	警備が悪いため農村民によって全くからっぽにされた	Arch administratives de la ville de Reims, Status, t. I, p. 180
2	1255	シャヴィルの住民 セーヌ - エ - オワズ県	自分たちの家畜のために騎士林の中の放牧地を用いる権利を要求した。	Olim., t. I, p. 4
3	1256 1258	トゥリヴィラの住民 セーヌ - エ - オワズ県	モンフォールの林の利用権についての権利を要求した	Olim., t. I, p. 6
4	1258	セーヌ - エ - オワズ県	林の禁猟区化に反対	Olim., t. I, pp. 44-55
5	1261 1263	タロモン村民 セーヌ - エ - オワズ県	林での草刈りや林の草原の実をあつめる権利	Olim., t. I, p. 55
6	1263	セーヌ - エ - オワズ県	林の売却に反対	Olim., t. I, p. 530
7	1269	ミズール地方の農民 ユール県	国王の許可なしに設定された禁猟区の廃止要求	Olim., t. I, p. 178
8		マルヌ県	牧草地、葡萄畑、菜園、耕地への禁猟区化に反対	Olim., t. I, pp. 331-332
9	1270	セーヌ - エ - オワズ県	同上	Olim., t. I, p. 368
10	1277	エビネー村民 セーヌ - エ - オワズ県	村での草刈りや林の草木の実を集める権利	Olim., t. I, pp. 89-90
11	1280	イワゾーの住民 セーヌ - エ - オワズ県	林での家畜放牧に関するバリ僧院との衝突。しかし、小家畜（羊、山羊、豚）を放牧したり、林の伐採後10年間の放牧地の使用禁止、林での家畜放牧の代償として、一戸あたり貨幣1ドゥニエと3ドゥニエ分の穀物が徴収された	N. D., t. II, p. 194
12	1295	セーヌ - エ - オワズ県	林の売却に反対	Olim., t. II, pp. 380-381
13	1307	ヴェズレー地方 ヨンヌ県	多くの村々の武装した農民が修道院の林を勝手に切り荒らした	Olim., t. III, part 1, pp. 252
14	1307	ポリニー村の住民 ヨンヌ県	豚放牧税を払わないで豚を放牧する権利の返還要求	Olim., t. III, part 2, pp. 267-268
15	1313	ラ・シャベル・ゴージェ村の農民 セーヌ - エ - オワズ県	修道院が林で放牧しようという古くからの権利を禁止しようとして紛争発生	Olim., t. III, part 2 pp. 832-833
16	1317	シャトー、モンテッソンの村 セーヌ - エ - オワズ県	セーヌ川での一つの島に禁漁区をつくり、農民がこの島で家畜を放牧したり、草を刈ったりするのを禁止しようとした	Olim., t. III, part 2 pp. 1157-1159
17	1318	コルベイユ地方の5ヶ村 セーヌ - エ - オワズ県	セギーニの林が領主によって禁猟区に変えられたため野獣が増えるなど収穫を駄目にし、農耕を不可能にした	Olim., t. III, part 2 pp. 1445-1448

出典：ア＝ヴェ＝コノコティン（林 基訳）「12-14世紀フランス農民における共同体地のための闘争」（『専修史学』12号，1980年）42-45頁より作成。

権を奪い取ろうとしたのであった。この動きの中に読み取れる民衆蜂起の側面については皿章で詳論することにする。

こうして、「封建制の危機」は領主自らの利

潤追求への邁進によって深まり、また、資本の論理に毒された「封建諸勢力」は、もはや後戻りできなくなってしまうのであったのである。

Ⅱ、身分王政（身分制議會を組織し王権の伸長を促す）成立期の混乱

「封建制の危機」をさらに深刻化させたのは、カペー王権からヴァロワ王権への移行過程の中での時の権力による政治的諸政策の展開過程においてであった。封建王政に代わる身分王政の統治構造は、権力行使の開始と結果における合理的な責任体制が不十分にしか機能しなかったために、フランス王国の中において有力諸侯が手放そうとしない政治的・軍事的な既得権との調整が難航するという状況下にあった。両王権ともに王権の拡大を図るために、王国財政の安定化、王国行政の強化、司法権の拡充などに力を入れ、とりわけ、目に見えて明らかになった商品貨幣経済の展開の下で巨大化した王国都市の経済力の活用と有能な人材の登用に触手を伸ばしていた。しかし、そうした身分王政の諸政策はそのどれもが、王国領ばかりか諸侯領に至る地方の中下層の農山村民や都市民の生活や命を守る方向に向かってはいなかった。また、そうした発想すら皆無であったことが「危機」の度合いを深めることになった。

(1) 三部会体制下の貨幣政策などによる「危機」の深化

1302年にカペー王権の国王フィリップ4世（Le Bel 端麗王）によって始まった三部会も、教皇との対立抗争の過程で設定（「全国宗教会議」）されたものであったが、この国王諮問機関の主たる役割は、国王による新課税要求や、貨幣政策の決定、さらには戦争の開始や国政上の重要決定への同意であった⁽⁴¹⁾。三身分の代表が出席することになっていたが、第三身分の代表は、農山村民ではなく大商人などの富裕都市民であった。

すでに確認したように、1280年代から14世

紀前半の時代は、景気後退下の物価上昇という商品課税経済が生み出す歪んだ経済動向によって、中世領主制の枠組みの中で機能していた伝統的な社会や経済が徹底的に叩き潰された時期であった。その最中に立ち上げられた三部会は、ありとあらゆる負の連鎖の中で犠牲となった同時代人の立場に立つことを拒否するという、権力を持つ者がしてはならない姿勢を天下に知らしめることとなった。逆に言えば、それほど、この封建諸勢力のなりふり構わない政治スタンスは、彼らの動揺ぶりの深刻さを露呈させるものでもあった。

①「王国都市」への「公債」強要など国王課税の強化

「王国都市 *bonnes villes*」の表現とその立ち位置には、すでに多様な国王課税要求に応えることを前提にしている。それだけ当該都市は、商業上の経営および取引特権を国王から取得していて、また、政治的・軍事的な保護の対象ともなっていた。だから、貴族化した有力都市民層の代表の三部会出席が「認め」られていた。しかし、課税等については三部会において議論はできず、ただ、国王の決定に従うだけのものではあった。

国王課税の種類とその負担額については都市史研究のなかで明らかにされているが、この時期には、もともと領主層による恣意タイユ税の名称であったものが直接税（タイユ）のそれとして使用された。間接税としては塩税の他に商品取引にかけられる物品税が課せられた。臨時税も存在し、援助金（エード）や戸別税（ファージュ）の名称で顔を出している。負担額については都市側と対立することが多く、詳細は第Ⅲ章にゆずるとして、1281年のルーアンの事例がそのことを示している。国王フィリップIV世が、タイユ税の引き上げをしたのに

対して都市当局は以前に取得していた国王特許状を根拠にこれに抵抗している。それに対し国王は市長のトマ＝ナゲをルーアン城に幽閉し屈服させた。ところが今度はタイユのほかにも援助金の徴収を追加され、王国財務長官が派遣され税務上の抑圧が強化された。そのこともあり、1292年にはルーアン都市民が税徴収所に侵入し金庫を奪うなどの都市蜂起が発生している⁽⁴²⁾。

しかし、各都市を最も苦しめたのは強制公債であった。これは各都市のタイユ納税額を基準に、公債負担額を決定するものであったため、事実上、臨時税徴収の強要の側面をもっていた。事実、後に一定の利率がついて戻されるというものではなかったのが、これは、国王権力による白昼堂々の強奪行為と言ってもおかしくないものであった。確かに、さまざまな商品を大量に取り扱い莫大な収益を得ている大商人や、多額の資金を基に手広く高利貸し業にも乗り出す都市貴族層、さらには土地貴族層の所領経営権や農山村の保有権を買い取り、地主小作経営を行なうという、そうした有力都市民層などによる様々な利潤追求の結果として、富裕都市民層への富の集積が進んでいたことは否定できない。国王側がそれに目を付けた形になる。しかし、これはタイユ税を負担する中下層都市民をも直撃するものであったため都市民蜂起の要因ともなった。

こうした王権側の権力の嵩にかかった政策として最たるものは、1310年の「タンブル騎士団陰謀事件」による財産没収であろう。また、1294年と1296年（それ以降は定期的になる）には、教皇の十分の一税徴収権を横領するなどした。王権までもが、封建勢力のトップにありながら都市共同体や聖界領域まで侵食し食い尽くそうと、なりふり構わない資本の論理の下で徹底的に富を蓄えようとし、「封建制の危機」

を深めるという「自殺行為」に走り出したのであった。とりわけ、フィリップIV世治世下では王国財政の「安定化」を目指すとの名目の下で横暴さが目立った⁽⁴³⁾。

② 貨幣改悪政策の実施

「危機」をさらに深化させることになる国王権力のもう一つの「犯罪行為」が、同じくフィリップIV世によって1306年に開始された、約39%減の平価切下げ（デフレ＝通貨収縮）政策であった。しかも、それが1311年まで毎年実施され、この新たな改鑄によって毎年、数十万リーヴルが王国の金庫にもたらされたのである。この貨幣改悪によって物価が急騰し不動産投機が荒れ狂ったというのも、容易に推察される⁽⁴⁴⁾ ところである。つまり、先にも確認したように、景気停滞下の物価上昇を作り出した最大の要因がこの政策であったことは言うまでもない。例えば、パリでは家賃が3倍に高騰するなど生活全般に影響が出るようになり、そうした状況下の1307年1月には、パリの職人たちが王国造幣局の親方（長官）エティエンヌ＝バルベットの家屋を略奪するという蜂起が発生している⁽⁴⁵⁾。これは、貨幣改悪に対する当時の大多数の民衆の思いを代弁するかのような蜂起であった。そのような中で、民衆の日常的な不満を具体的に表明したものが次のような詩として残されている。

王様は、わしらを魔法にかけられるらしい。

最初は、20スーを60スーに変え、

ついで、20スーから4スーへ、10スーから30スーへ金も銀も、すべてが消え失せた。

そして、決して戻ってこないだろう。

貧乏人には、ドゥニエ貨の表もなければ、裏もない。

貨幣は小麦粉の詰まった大袋に早変わりす

る。
まるで、フェルト帽の下のように、
王国中で手品が使われる。
小麦畑からは、わしらは切り株しか取れない。
小麦は王様に、麦藁はわしらに⁽⁴⁶⁾。

この詩からは、貨幣改悪が、交換、貸付、信用売買といった取引を複雑にさせていることを予測させ、その結果、社会の様々なところで混乱を引き起こしている様子が目に浮かんでくるようである。内容から分かるように、この影響は農山村にも及び、彼らの年間の富でもある「労働の結晶」が「手品」によって奪われる様子をたとえ話ふうに表示し、問題の深刻さを表明している。

国制史研究においては、このような貨幣改悪政策がヴァロワ王権のフィリップIV世（在位1328～50年）段階でも行使され、「贋金造り王」と渾名されていたことが分かっている。また、なぜこの政策が安易に採用されたかについて、R. カゼルは「王権にとって、（王国庫を充実させるのに）最も簡単な方法である。なぜなら、直接税や間接税のときのように王国の各レベルの納税義務の代表者の許可や同意を必要としなかったからである」⁽⁴⁷⁾と強調し、さらに、「貨幣変更は14世紀の国王のデマゴギーある」⁽⁴⁸⁾とも断言している。J. ルゴフもこれを「ほとんどむき出しの課税」⁽⁴⁹⁾と言い切っている。

こうした実態をもつ政策を、社会や経済の様々なところへの悪影響を感知しながらも、それでも遮二無二突き進めた両王権の自己保身の異常さは筆舌に尽くしがたい。利潤追求路線の究極としての富の独占に走ることの快感に麻痺した権力の暴走は、14世紀前半のフランスに容易には癒し難い混乱、不正、犯罪のまかり通

る世界を作り上げてしまったのである。これは、一種の国家犯罪ともいえる暴挙である。その結果、国王を頂点とする領主制的枠組みは「もはや空の貝殻」でしかなくなり、したがって、「封建制の危機」は歪んだ権力機構だけを残し、その他すべてを機能麻痺状態にして打ち捨てて「危機」を完成させたのであった。

(2)「戦争」との名目での略奪の一般化

1330年代に入ると、ヴァロワ王権下において武器を持つての略奪「戦争」が横行し始めた。この動きをM. ブロックは「領主階級の財産は、先ず農村そのものの荒廃によって打撃を受けた。疑いもなく、少なくとも世俗的貴族にとって、「戦争」は利得の対象であった。騎士は、身代金をとり、掠奪することも辞さなかった。（中略）国王の軍旗の下に集まった騎士たちが大都市の戦利品を積み込む魂胆で、荷車をひっぱってきたことが認められた」⁽⁵⁰⁾と説明している。

その後の研究でも、G. ボワは「貴族は新たな財源を見出すことを余儀なくされ、俸給、身代金、戦利品の供給者であった戦争が、その彼らのために、彼らの唯一の希望を、同時に屈辱を受けた階級の荒々しさを満足させる方法を、示した」⁽⁵¹⁾と言い、R. フォシエも「彼らを救ってくれる利益を期待しつつ、新展開をみせる戦争に身を投ずることを余儀なくさせた」⁽⁵²⁾とほぼ同様の見方をしている。

このようにして、ヴァロワ王権がプランタジネット王権と軍事的に対立し始める頃には、国王からの召集に貴族たちが押し寄せるようになっていたが、この略奪「戦争」は「危機」の総仕上げとしての性格を色濃く持っている。つまり、「戦争」は「何よりもまず、社会の機能不全の最後の表現形態」⁽⁵³⁾として、社会的な欲求不満のはけ口となっていたという面である。したがって貴族層だけが軍勢力を

担ったのではなく、伝統的な中世領主制の社会から突き落とされた総ての身分、階層の人々が係わった命をかけてのサバイバルの場と化したと見ることができる。

1300~40年段階で、貴族数は4万から5万家族で、当時の総人口約1,500万人のうちの2%弱であった⁽⁵⁴⁾。1340年の例でみると、フィリップIV世の下に5万人の兵士が、従者を含めれば8万人もの兵が集まっている。その内、28,000人は国王軍の中核をなす貴族によって構成された騎兵であった⁽⁵⁵⁾。しかし、軍事史研究者のPh. コンタミーヌの言うように、この封建的義務の下に形成された封臣の軍隊は墮落していた。彼らの間の封建的関係の衰退に伴う組織的なまとまりの欠如、指揮命令系統の欠陥が激しかったからである⁽⁵⁶⁾。そこで国王は、都市からは弩射手を中心とする都市市民軍を提供させ、また、ジェノヴァ人やスコットランド人などを主力とする傭兵mercenairesを雇うなどしていた⁽⁵⁷⁾という。しかし、これは契約軍隊である。

この時期の軍隊には、自由契約軍が存在したことを忘れてはならない。この軍隊は「潜在的な契約軍隊であると同時に、国王と契約を取り交わさずに戦うか、契約終了後も戦いつづけるかする兵士集団」⁽⁵⁸⁾であって、その中でも注目されたのが野武士団brigandsの存在であったが、これらの集団は「戦時」には傭兵であったものが「休戦時」には野武士団routiers, compagniesに早変わりするというケースも頻繁にありえた。したがって、一般に戦禍による被害よりは、その後の略奪、強奪、災禍によってもたらされる混乱と荒廃の方が深刻な大惨事であったのである。

たとえば1340年6月、ブリュージュの外港スロイスでのフランス国王軍の敗北に際して、アヴィニョンの教皇ベネディクトゥス12世はルー

アンの主任司祭に、ラン、ノワイヨンとその近隣地域の司教区住民に6,000フロリンを与えるよう命じた動きの中に示されている。というのも、その理由が「罪の結果として、最近そこで猛威をふるった戦争のためであった。住民はこのうえなく戦火、略奪、強奪、災禍によってうちひしがれた。これらは敵によって荒廃させられた地方で起きたことであり、(中略)そのことによって大惨事にあい、困窮に陥った人もいて、以前には他人に財産を分配していたような人も乞食の辛酸をなめざるをえなくなった」⁽⁵⁹⁾からという。つまり、一つの「戦争」は、戦闘のあった地域のみならず、遠く離れたランなどのエヌ地方にまで被害を及ぼしていたと読み取れる。これが「戦争」後の野武士団による跳梁跋扈の実態だった。

以上のように、身分王政の政治システムは、課税、強制公債、貨幣改悪の強行によって「封建制の危機」を完成させただけでなく、さらなる富の独占をめざす略奪騎行の「戦争」を行なうなど、国王を中心とする封建諸勢力が利潤追求の姿勢を露わにしたのである。これは略奪行為による富の争奪戦でもあったので、あらゆる種類の略奪物資、横領した土地家屋、捕虜から巻き上げる身代金などのやり取りをベースにした一種の「戦争経済」状況になり、農山村や都市の生産活動は著しく停滞し、全体の社会や経済はさらに混乱を極めた。その結果、すでに13世紀後半期から顕在化していた農山村民の耕作放棄が一気に進み、他地域への移住や森林域に逃れながら自衛のために武装し盗賊集団化する動きも見られた。食糧不足も深刻化し都市部での物乞い集団も増大した。このようにして、ヴァロワ王権期になってからの封建勢力側の徹底した身勝手さが、彼らの政策の被害者であった多様な業種の、とりわけ貧困層を阿鼻叫喚の状況下に放置するようになった。

Ⅲ、農山村民や都市民の戸惑いと反発

ペスト大流行の約百年も前から「封建制の危機」がフランス王国全域において始まっていたのであるが、商品貨幣経済の浸透の中であちこちに発生する様々な「危機」に直面し、同時代を生きた農山村民や都市民がどのような対応をしてきたのかが次に問題となろう。総じていえば、俗界・聖界の各封建領主層や国王権力、さらには都市貴族化した有力都市民層による利潤追求の路線に抵抗して、農山村民や中小都市民が具体的にどのような行動をとったのかを分析することによって、いわゆる農山村や都市の民衆層が、「封建制の危機」の深化をどう捉え、自らに降りかかった苦難をどのように克服しようとしたのかを可能な限りクローズアップしてみたい。ここでは民衆史・民衆蜂起史研究の成果に学ぶことになる。

(1) 農山村民の闘争

農山村民の疲弊の要因が、自然災害と厳しい気候不順だけに求められるものでなかったことはすでに分析済みである。貧民史研究の中でも「人間の悪意が、自然の急変以上に漸進的な経済の落ち込みという困難さを、最も貧しい人々の支出のところに確かにもたらした」⁽⁶⁰⁾との結論を得ている。くり返しになるが、それが、主に領主層による利潤追求のための諸施策（地主小作制の導入による増徴、商品作物栽培経営の拡大による穀物栽培の減少、森林用益権などの共有権の制限）であり、さらに、都市貴族化した有力都市民層の農山村への経済的支配の浸透であった。

①「牧人蜂起」の動き

農山村民の蜂起として象徴的な動きは、1251年に始まった牧人蜂起 *Pastoureaux* である。「牧

人」とは共同体から排除されたか、あるいは逃亡した貧しい農山村民で、平時には流浪し物乞いなどで生活し、ときには放牧業にも従事した人々のことを指している。発生地は特定されていないが、南部ネーデルラント、ピカルディー、ブルゴーニュなどの地方に見られた動きで、下級僧侶のヤコブの布教活動にも同調するなど「民衆十字軍」のような雰囲気を持っていたといわれる。まずは、ヴェーエリ＝ケーロフの研究⁽⁶¹⁾に基づきながら当該蜂起の概要を捉えることにしよう。

第一段階は、1251年5月上旬にアミアンを中心に約3万人が蜂起衆と化し、周辺地域をも巻き込み、そうした蜂起集団が約6万人に膨れ上がっている。指導層とされるのがカトリック教会での秘跡や儀礼を否定する下級僧侶（放浪僧侶）とされ、アミアンなどの都市に向かい物乞いを行なっている。これには都市下層民から同感と憐みの感情をひきだしたとされる。略奪や強奪には発展していない。

第二段階は5月中旬で、アミアンからパリ方面への移動である。蜂起集団は軍事組織化され、10人組が出現するなど蜂起軍化し、武装した蜂起集団は、口頭による批判行動から、城、館などの打ちこわしといった直接行動に出ることもあり先鋭化した。蜂起目的も明確化し、「十字軍」といった認識は後退し、反教会的傾向を強めたため権力側からは「神学的異端」と規定されるようになった。

第三段階は5月下旬で、蜂起集団の数は明らかになっていない。パリに侵入し物乞いだけでなく托鉢教団の托鉢僧を攻撃したこともあり、反教会的性格をもった公然たる「農民的・平民的異端」の運動と理解され、加わっていた中下層の都市民が離脱し、とりわけパリ都市民の反発を招いた。そのため、パリから移動する。

第四段階は6月で、蜂起集団は最高揚期をむ

かえ、蜂起軍およびそれに従う人々も含めると約10万人に膨れ上がった。ただし、パリ退却後、蜂起集団は3集団に分裂した。そのうちの1隊は6月4日、ルーアンに向かいノートルダム聖堂と大司教の館の打ちこわしを行ない、その後は自然消滅している。

蜂起主力軍は、ヤコブが指導者となりオルレアンに向かったが、この王国都市ではすでに王権による牧人蜂起衆の鎮圧体制が確立していて、これに準じて都市当局も蜂起集団の入市を拒否し、教会当局も牧人蜂起衆の破門を決定していた。そのため、蜂起主力軍は入市をあきらめて、さらに南部のブルージュへ向い、入市し都市内のユダヤ教徒の高利貸しを攻撃するなどしたが、ここでも国王軍と都市当局の反撃にあい、6月下旬にはブルージュを退却して、ローヌ川一帯に、さらにはリモージュ、ボルドー方面に分散して逃亡し、自然消滅している。

パリからシャルトルを迂回し、トゥールに入市したもう一つの蜂起集団は、都市内での物乞いと托鉢教団の修道僧を迫害するなどした。しかし、ここでも教会と都市当局の反撃にあいブルターニュ方面へ逃亡し、自然消滅している。

以上が、断片的な蜂起の流れであるが、まとめていえば蜂起行動の範囲は広く、蜂起の狙いも多様であったことが分かる。指導層に下級僧侶あるいは放浪僧侶が絡んでいたことから「民衆十字軍」の様相も見られるが、そうした漠然とした理念が全体に行き渡っていたようには思えない。また、この蜂起集団の中核を担ったのは実態としてはそれぞれの共同体からは何らかの理由で離れた貧しい農山村民であった。時期的には放牧労働に低賃金で雇われることもあったが、むしろ非定住の放浪する物乞い集団と捉えられる。都市内に物乞いのために入ったときには、都市下層民がこれに加勢する状況もかすかにではあるが見られたのも、食べられないと

いう同じ境遇にあった者同士の連帯意識がそうさせたのだと理解すれば納得がいくというものである。

13世紀中葉のルイ9世（在位1226~70）段階では、「農奴解放」の名目で領主側からの負担増を迫られた農山村民が多く存在したことは確認済みであり、他方で、領主財産の危機に見舞われていた領主側がそれまでの中世領主制の原則の一つである双務関係を一方的に廃棄する傾向にあったことを思い返すならば、そうした人々の群れが集団となり、商品貨幣経済の中で富の集中していた都市に、生き延びるために向かう貧者の物乞い行進であったと捉えるのが自然であろう。もともと各レベルの領主の所領民であった彼らは、サバイバルの場であった森林や荒蕪地、さらには共有地などの用益権からはすでに追い出されていたがために、「故郷」へ戻るという発想もその術もなくなっていたからである。

その彼らが、数名の指導層の「教え」の下に厳しい現実からの脱却を夢見て、武装化し「支配階級の人々の撲滅」をめざし反教會的傾向を持ったのも当然である。それが、王権や都市権力側からは「神学的異端の運動」と決めつけられてしまい、また、そうしたデマ宣伝で蜂起衆の分断が試みられたことも、パリでの都市民の反発や中下層都市民の蜂起衆からの離脱現象の中に見出すことができる。このように、牧人蜂起それ自体の歴史的な性格は多様であったとしても、これが、「封建制の危機」の始まった段階においてフランス王国の主だった王国都市を巻き込んで展開されていたという事実は、中世領主制社会の弱体化を象徴的に見せつけた民衆蜂起であったと言える。

② 共同体の諸慣行を守る闘い

それでは、農山村の村落共同体内部にとど

まっていた人々はどうかであったのだろうか。これについての研究は、史料の少なさもあって研究量とその水準の面でも十分ではない。それは、蜂起が発生したとしても、13世紀後半段階にあっては闘争の範囲が共同体ごとの個別分散的なものであり、領主権を有する領主側の切り崩しに各村落共同体側が耐えきれず、うやむやにされることが多く「事件」化されなかったことが原因したと言われている。先の「農奴解放」を梃子とした領主反動に対する抵抗でさえも、サン-ジェルマン-デ-プレ修道院やサント-ジュヌヴィエーヴ修道院で、「農奴解放」反対の動きが辛うじて見えてくるくらいである。

そうした状況下であり、比較的、多くの情報を提供してくれるのが、先にも分析した (I-(2)-③) 共同体的慣行・特権・自由の制限を伴う「共有権侵害」に関するパリ高等法院文書 (Olim判告集) である。とりわけ共有権の中でも森林用益権をめぐるものであった。その理由としては、ここでも M. ブロックの仕事を引用することから始めたいと思うが、領主側の「封建制の危機」対応が、この「共有権侵害」の動きにも明瞭に表れているからである。彼の説明は、そもそも農山村民が森林用益権とどのように関わっていたのかを具体的に示している。

「(前略) 森林は、当時はなお古い採取の慣習から今日ほど遠ざかっていなかったから、われわれがもはや考えられないほど豊富な資源を提供していた。かれらは、もちろん、そこへ木材を取りにいった。木材は、われわれの石炭や石油や金属の時代におけるよりも、遙かに生活に不可欠のものであった。すなわち、薪、松明、建築材料、屋根ふきのための小板、城砦の棚、木靴、犁の車、種々の器具、道路を固めるための小枝の束。いっぽう、かれらは、あらゆる

種類の他の植物性の産物を、森林に要求した。すなわち、敷薬用の乾いた苔や木の葉、搾油用のブナの実、野生のホップ、そして誰でも勝手にとることのできる酸っぱい木の実—リンゴ、ナシ、ナナカマドの実、コスモモの実—、そしてこれらの樹そのもの、すなわち引き抜いて果樹園で接木するためのナシの樹やリンゴの樹。しかしながら、森林の経済上の主要な役割は別にあった。もっとも、われわれは、今日、その役割を森林に見出す習慣を失ってしまったのであるが。新鮮な木の葉、新芽、下生えの草、カシの実ブナの実によって、森林は、何よりもまず、放牧地として役立った。(後略)」⁽⁶²⁾

このように、当時の農山村民は、この森林用益権の行使を前提に生活が成り立っていた。そうであるがゆえに、農山村民の生計維持の場が、利潤追求を求めた「領主反動」の動きの中で侵害の対象となると、すぐさま、これには多くの地方の農山村民が反応し、先に〈史料4〉に整理されたような闘争を繰り広げたのである。もともと中世農業革命の展開の下での開墾の促進によって、13世紀中葉までに共有地、共同放牧地、荒蕪地、森林域など共有権の及んでいた地域が大幅に減少してしまっていた。そうした状況の中で、領主側は所領内の共有権への介入によって領主財政の危機克服を図ったために、所領内の農山村民との対立は激化していくことになった。主だった事例をア-ヴェ=コノコティンの研究に基づき取りあげそれらの特徴を捉えていくことにしよう。

第一には、森林内放牧をめぐる闘争である。セーヌ-エ-オワズ県内の動きであるが、1255年にシャヴィル村の農山村民は、騎士領内の森林域で放牧をめぐる対立。1256年には、トゥ

リヴィラ村の農山村民がモンフォールの林の利用権を主張。1280年にはノワゾーの住民が林内での家畜放牧をめぐってパリの僧院（領）と対立。他県でも、セヌー-エ-マルヌ県で、1313年に、シャベル-ゴーチエ村の農山村民が、近くの修道院の林内で家畜を放牧する古からの権利をめぐって対立が見られた⁽⁶³⁾。

第二には、森林内の狩猟権をめぐる闘争である。1263年、ウール県ジゾール地方の農山村民は、国王自身の許可なしに設定された禁猟区を廃止するよう高等法院に訴え、それが認められた。1318年、セヌー-エ-オワズ県のコルベイユ地方では、ロング-ボン、ムールカン、サン-ミシエル-シュール-オルジュ、ヴィルモワッソン、ヴィリ-シャティヨンの五ヶ村の農山村民がセギーニ林における狩猟と野生果実利用をめぐって国王林務官と衝突。農山村民の主張は「紛争の土台は、長期にわたって準備されたものである。村々の住民はずっと昔からセギーニの灌木林をつかっていた。彼らは、そこで兎、狐、家兎を猟し、野生の実を集めていた。こうすることは、農民たちの先祖以来の古からの権利であり、（中略）人間の記憶する限り、それが廃止されたり、やぶられたりした例を知らないのがであった。灌木が林にかわり、林が領主によって禁猟区にかえられたとき、農民たちはひどい苦況におちいった。野獣がふえて収穫をだめにし、農耕を不可能にした。（中略）農民たちは次第に零落しはじめ、耕地は、耕されぬ、役に立たない土地にかわった」⁽⁶⁴⁾、というものであった。

第三には、領主との漁労権をめぐる闘争である。1270年に、ロワール-エ-シェール県のサンティコニウス村では、伯爵領の家来が伯の池で魚をとった二人の農山村民を捕えたという事件である。事件に介入した国王のバイイ裁判管区は伯の家来に味方した。それに対抗して、大

勢の農山村民たちが集まり、棒や杭で武装し伯の家来を襲い、さまざまな侮辱を浴びせ、その他いろいろな暴行を働いたという。次は、1271年に、オワズ県のモンタテールとティヴェルニーの両村で農山村民が、領主であった修道院長との間で魚を捕る問題で紛争状態になった。1277年には、セヌー-エ-マルヌ県のラルシャン村でも村内の溜池で「不法に」魚を捕ることをめぐって紛争が起きている⁽⁶⁵⁾。

以上のように、三類型化されたそれぞれの利益権をめぐっての対立・闘争・紛争では、農山村民は一步も引きさがらずに「昔からの権利」あるいは「先祖以来の昔からの権利」であることを根拠に、多様な領主による彼らの共有権をわがものにしようとする横暴に敢然と立ちふさがったのであった。詳論は避けるが、こうした農山村民の姿勢や行動は、商品貨幣経済の浸透の中で利潤追求に盲進する封建勢力にたいするコモンズをめぐる戦いの様相を持っていたことになる。

③ フランドル沿岸農山村民の蜂起（1325-28年）

もう一つのタイプの農山村民の闘争として捉えておかねばならないのが、1325年に発生してから28年まで長期にわたって継続したフランドル沿岸農山村民の蜂起である。

本稿の分析視角との絡みで当該蜂起を位置づけるならば、G. ボワが強調するような「農山村や都市、さらには領主制経済もが、利潤追求の論理で席卷され、商品貨幣経済下に組み込まれた未曾有の不均衡を抱えた複雑な社会は、1310年代に次々と機能不全に落ちっていた時代」において、その構造的危機の影響を当該蜂起がどのように受けていたのかの確認に重点が置かれる。

そうした観点からすれば、当該蜂起発生の時代背景も確認しておくべきであろう。先にも捉

えておいた事実を挙げるとすれば、14世紀前半期に見られた農業生産の崩壊過程の中で、とりわけ穀物生産の収縮現象が起こっていたことである。そのため、1315年から異常気象に端を発した穀物価格の急上昇が始まると、それに伴い深刻な飢餓が発生していた。そのことを裏付けるかのようにフランドル地方でも都市人口が10%も減少していたことは重視しなければならない⁽⁶⁶⁾。

その上で、最初に、アンリ＝ピレンヌ（Henri Pirenne）の研究に基づき蜂起の経過を追っておくことにしよう。蜂起の勃発は1325年で、日時の特定はされていないが、蜂起発生時の状況が人頭税や十分の一税など各種税の支払い拒否行動であったことからすれば納税期の秋頃と考えられる。発生地も、フランドル沿岸地域のある農山村でという以上の痕跡は見えていない。直接的には、税の支払いを強要され、それに激怒した農山村民が鐘の音（警鐘）とともに集まったという。最初から富裕な自由農民層が中心になっていた。その後、周辺農山村に波及し、ブルージュやイーブルの都市部の縮絨工や織布工にも同種の動きが発生している。

指導者名がはっきりしている。大土地保有者のニコラ＝ザネキンとジャック＝ペイト、それに小領主のシゼールであった。『ギョーム＝ドナンジー年代記』によれば、2年前から（1323年）旱魃、強雨、寒波などあらゆる種類の天災に見舞われ収穫不良が続き、1324年春の小麦の収穫不良が決定的で飢饉となったことが分かるが、このことから食糧不足などによる生活難が蜂起の大きな原因であったことを裏付けている。さらに、フランドル伯の貨幣改悪や増税策がこの地域の社会経済的不安定性を深めていたこともあり、流通の滞りや失業の猛威によって、農山村民や都市民たちの耐乏生活が我慢の限界に至った。そのため、それでも税収奪を強

行しようとした税徴収人、伯領役人、司祭、領主達といった権力の一端を担う者たちが非難され攻撃されたのである。

富農や小領主によって指導された蜂起であるが、一過性の蜂起行動ではなかった。1328年まで長期にわたり続いたのは、指導層が、各地の農山村民を蜂起衆として組織し、一定の軍事的力量を背景に蜂起波及地域を、一種の行政的機能を持つ集団によって支配を強化していたからである。また、農山村民の疲弊した状況を少しでも改善すべく、修道院領に対して穀物庫から貧しい人々に小麦を分配するよう強制することとしている。ペイトに至っては、あらゆる形の社会秩序に敵意を向けるべきとの主張をしている。これは、他の指導層の合意を得るにはいかなかったようだが、この発想自体は当該蜂起の歴史的性格を見極める際には無視できない⁽⁶⁷⁾。

以上が、当該蜂起のあらましであるが、次いで、その中に見られたいくつかの特徴を整理してみよう。第一には、蜂起が1328年まで継続したことである。それは、蜂起が一過性のものでなく、蜂起に参加したか支持した農山村民や都市民の生命維持と生活の安定を求める要求が切実で重く、目標達成までの筋道を見極めるのに時間を要したことがあり、また、蜂起態勢を維持しながら蜂起発生地域の総ての封建諸勢力との闘いが厳しかったからであると考えられる。

第二には、蜂起の広域性である。これは、蜂起勃発の諸要因がフランドル沿岸地方全体に共通していたことを物語っている。それは、当地方が聖俗両領主の危機対応の基本姿勢が商品貨幣経済をさらに推し進めるプロセス上にあり、商品作物栽培経営の拡大による穀物生産の減少、地主小作制の導入・拡大による増徴、共有権侵害などが行なわれ、それぞれの封建諸勢力の財政再建が農山村民や中小都市民の犠牲の上に進

められていたことから発生した問題である。つまり、その結果、当地方でも様々な面で未曾有の不均衡を抱えた歪んだ社会へと変貌し、多くの人々は自らの労働と生産の成果物を過剰に搾取されてしまい疲弊しきっていたという状況である。

第三には、連続した飢饉の発生である。異常気象がそのきっかけとして確認されているが、その背後には穀物生産の減少による穀物価格の高騰が常態化していて、些細な気候変動でも飢饉をおこしやすい構造的な危機の状況下にあったことが指摘されている。こうして1315年来、厳しい耐乏生活を強いられていた最中、今度は1323年から2年連続で異常気象による飢饉を体験することになった。余りにも食糧不足が酷くなったので、フランドル伯は、1324年7月に、十分の一税を徴収した穀物庫に備蓄されていたすべての穀物を直ちに分配するよう、ガン地方の各修道院に命じたほどであった。ところが、伯は、それを埋め合わせるかのように翌年、十分の一税などの重税の徴収を決めたのであった⁽⁶⁸⁾。これが引き金となって蜂起が勃発した。

第四には、蜂起指導層の出現である。二人の富農と一人の下級領主であるが、前者は、おそらく保有地経営だけではなく、地主として一定の収益を得ていた可能性があり、後者は、封建軍隊では隊長の経験もあることから、蜂起中は蜂起軍の軍事指導を担っていたように思える。三人ともに多くの農山村民の惨状を見てきており、その目の前の悲惨な事態を放置できずに、覚悟を決めての参加であったとみるのが自然であろう。そのためか、修道院に対して穀物庫の穀物を放出するよう強制したことも当然であった。

第五には、蜂起の歴史的な性格である。当蜂起は、発生地域の多くの農山村共同体を巻き込み、富裕な農山村民だけでなく総ての階層が参加した「村ぐるみ」の闘争であった。それだけでは

なく、村内の手工業者、流民化した放浪民、都市の手工業者などの存在、さらには、下級僧侶や小領主層などの下級支配層までもが参加した運動であった。そうであったからこそ、指導者の一人、ジャック＝ペイトからは、当時の利潤追求のあまり腐りきった封建的な政治的・社会的システムの転換を展望する発言が出てきたのだと思える。あらゆる形の階級支配の打倒を目指すべきとの主張は、千年王国論者や再洗礼派の思想と通底している。この点からしても、当蜂起は、単なる反封建闘争と限定するわけにはいかない。むしろ1358年に生命の維持と社会的平等をめざし北フランスに発生したジャクリー蜂起と類似するところが多い。

以上をまとめて深読みすれば、五点にわたる当蜂起の特徴から浮かび上がってくる蜂起像は、「封建制の危機」の極まった極限状態下における、人間としての尊厳を見定めようとする人々の、命を賭した心底からの叫びであったと言える。

(2) 諸都市民の闘争の激化

続いて、「封建制の危機」進行下における諸都市民の闘争の実態を捉えてみよう。ここでも「封建制の危機」の進行とどのような係わりがあるのかを抽出することになる。この分析では都市史研究の諸成果から多くを学ぶことができる。その中でも、本稿の問題意識からすれば、アンドレ＝ルゲ (André Luguai)⁽⁶⁹⁾ の都市民蜂起の三分に基づくことが有効である。その類型は以下のとおりである。

- ＜第一類型＞ 世俗領主に対する蜂起（反領主制の動き）
- ＜第二類型＞ 自治都市あるいは特権都市の寡頭政治支配に対する蜂起（都市内対立）

＜第三類型＞ 国王及び国王役人に対する蜂起（王権濫用に対する抵抗）

本稿では、これらの三類型が微妙に絡み合った性格をもつ蜂起もあるので、それを＜第四類型＞「多様な性格をもった蜂起」として区別して、付け加えることにした。それぞれの事例分析に入る前に、蜂起全体の検討は難しいので、発生の確認できた都市蜂起を先行研究者の分析結果に基づき一覧票にした。

＜表3＞ 13世紀後半・14世紀前半の都市蜂起の分類

- ・(○) 反領主の闘争
- ・(△) 都市内対立
- ・(×) 王権濫用に対する抵抗
- ・(◎) 多様な性格をもった蜂起

〔フランドル・その他〕

1, Bruges	1280-82, 1302	(◎)
2, Gand	1311	(◎)
3, Huy	1296	(△)
4, Liège	1296-1302	(△)
5, Mets	1283	(△)
6, Strasbourg	1308	(△)
7, Ypres	1280-82, 1302	(◎)

〔北フランス〕

1, Arras	1285	(△)
2, Beauvais	1306	(○)
3, Calais	1298	(○)
4, Châlons-sur-Marne	1311, 1318	(○)
5, Douai	1280, 1281	(△)
6, Loan	1294-95	(○)
7, Langres	1296	(×)
8, Montbrison	1308	(×)
9, Orléans	1284, 1309	(×)
10, Paris	1307	(×)
11, Provins	1273-1279	(△)
12, Saint-Galmier	1310	(○)
13, Saint-Malo	1308	(○)
14, Saint-Omer	1306	(△)
15, Saint-Quentin	1311	(×)
16, Rouen	1281, 1292, 1315	(×)

〔南フランス〕

1, Agde	1272	(×)
2, Aisy	1279	(○)
3, Albi	1272	(×)
4, Cahors	1270	(×)
5, Carcassonne	1303	(×)
6, Lyon	1269	(○)
7, Narbonne	1285	(×)
8, Nice	1297, 1319	(×)
9, Le Puy	1276	(○)
10, Toulouse	1330-36	(×)

① 反領主制の動き

＜第一の形態＞に属する蜂起は、＜表3＞からは、九つの都市に認められる。ラン（Laon）では、1295年に発生している。都市内の住民が鐘を鳴らした（警鐘）後、市門を閉じ、市内の北側にある聖堂に侵入し、逃げようとしていた聖職者や貴族を探し出し、捕まえた。原因は不明だが、強引に捕縛されたのはラン司教関係者であったという。都市当局の助役、陪審員、警吏らはそこに居合わせたか、それに介入しようとしなかったのか、上級裁判権をもつ国王裁判所が立件し、調査の後、ランのコミューン（自治）権を停止させたという。史料上からはそれ以上のことが見えてこない⁽⁷⁰⁾。

ボーヴェー（Beauvais）では、1305年6月の最初の週に、都市住民と司教関係者の間で、対立抗争が発生した。ボーヴェー司教のシモン＝ド＝ネスルが製粉強制とパン焼き強制のバナリテ（使用強制税）支払いを強要したことに始まる。蜂起勃発時に、都市行政官は、都市民の圧力の下でか、あるいは彼ら個人のイニシアティブによってなのか定かではないが、製粉強制とパン焼き強制には誰も従わないようにとの通告を公にした。司教側がこれに反論したため、その直後、都市内の通りや市門にバリケードが築かれ、ブルジョワたちは弓、大弓、剣などで武装し、司教の邸宅に向けてデモ行進をした。これに、司教側も対抗し、彼らを単に押し返した

だけでなく、反撃に出てそのブルジョワたちが持っていた何件かの家屋を破壊し、略奪した。

それを見た都市民たちが、それに対抗して司教館を占拠し一部に放火し略奪をした。それにとどまらず、蜂起衆は膨れ上がり、司教館の牢獄を破り、ボーヴェーのコミュニオン権主張のために捕らえられていた者たちを解放した。さらに、司教館の後方にあった塔や城も破壊された。こうして司教軍は敗退し都市域から逃亡した。後日、ボーヴェー伯でもあった当司教は家来（伯領内の土地領主）たちを集めて当市壁外を包囲した。膠着状態が続いたが、1307年4月10日、高等法院が介入し、都市側に1万リーブルの罰金支払いを命じ、王権側は当市のコミュニオン権を剥奪している⁽⁷¹⁾。

同種の動きは、カレー（Calais 1298年）やサン＝マロ（Saint-Malo 1308年）にも確認できるが、ともに都市コミュニオン権をめぐる領主権力との対立であった。商品貨幣経済の下では、相対的に領主権力よりも都市権力の方が経済的に優位に立っていたことは当然であり、13世紀末からの「景気後退下の物価上昇」現象に影響を受けていた領主権力側が、この時期に、領主権の発動を強化したことが見えてくる。粉挽き、葡萄搾り、パン焼竈の使用強制権（バナリテ）を梃子とした事実上の増税を一方的に行使する姿勢が、都市権力側が進める自治都市（コミュニオン）化の歩みと真正面からぶつかり合ったことになる。

② 都市内対立

中世都市は、都市ごとの違いはあっても、商品貨幣経済の浸透下での富の集積において相対的に成果を残していた。ただし、それは一都市の住民全体が潤ったということではなかった。図式的に描けば、都市貴族化した大商人などの富裕都市民層と、中小商人やギルド組織を持つ

手工業親方層、そして、そこに雇われた職人・徒弟層とでは、経済的格差は当然として、市参事会の参加資格などにみられる政治的格差が原因した対立も激しかった。ということからして、この〈第二の形態〉の動きは、本稿の分析対象時期を越えて、それらの痕跡とそこから発信される「騒音」が通奏低音のように鳴り響いていくことになる。

さて、当該期であるが、プロヴァン（Provins）では、1273年に製造業者と職人、それに中小商人たちが蜂起し、市長のウド＝コルジュールに対し、シャンパーニュ伯に新税の廃止をすべしと懇願することを約束させるという動きが確認されている。しかし、市長はこれを履行しなかった。ここからは、反領主的蜂起の面も含まれてはいるが、新税の負担額をめぐる対立のあったことが読み取れる。

この時のしこりがその後も続き、1279年に同市で発生した事例は象徴的である。市長のギヨーム＝パントコストが、都市内での就業時間の一時間延長を決めたことに対して職人たちが反対し蜂起した。同年2月2日、蠟燭祝日の日の前日の水曜日、職人たちはいつもの時間に仕事を停止し仕事場から集団で外に出て、以前はシャンパーニュ伯の邸宅であったピナクルの館を包囲した。その直後に門扉が破られ、中にいた市長は数人の召使によって殺され、また、この館と他の助役の家が略奪された。

鎮圧は、伯と彼の代理人によって行われた。数人の指導的な蜂起衆はすでに逃亡していて捕らえられなかった。都市側に対しては、兵士の宿泊義務と常置されていた武器が取り上げられ、王国都市としての特権の廃止が宣言され、新市長のジベール＝ド＝モリは他の有力者と共に追放された。しかし、それでも蜂起参加者名を言い立てることはしなかったという⁽⁷²⁾。

このように、都市内対立の要因は、領主権力

によって課せられた税の負担額をめぐるものが多かったが、それらの対立の諸状況をよく示しているのがフィリップ＝ド＝ボーマノワールの『ボーヴェー慣習法』⁽⁷³⁾である。

「1520 項 王国都市において、我々は、都市民の中のあるグループと他のグループとの間の多くの紛争を目撃している。すなわち、富裕者に対する貧者の、あるいは富裕者自身の内部対立である。(中略) あるグループのある者が都市歳入に関して他のグループがすべきことをしていないことについて、あるいは多過ぎる歳出に関して、その理由を説明するよう訴え出るときにある。(後略)」

1522 項 貧者たちも中産者たちも都市行政については何の権利も持たず、もっぱら富裕者たちがそれらを独占している。なぜなら、彼らは資産や家柄があるので貧者や中産者から恐れられていたからである。たまたまある年に彼らの中のある者が市長に、あるいは陪審官に、あるいは税徴収官になると、次の年には彼らの兄弟や甥、あるいは親類の者が任命されるというように、10年ないしは12年とすべての富裕者が都市の行政職を独占することになる。(後略)

1525 項 王国都市においては、公共のタイユ税をめぐる多くの争いが起こっている。というのも商業経営者のある富裕者が自分および身内の税について支払うべき額よりも低い算定を行ない、他の富裕者についても自分の時に減額されるよう税額を減らしているからである。かくして、総ての支払いは貧しい都市大衆の上に降りかかるのである。(後略)」

同時代人の情報収集に基づいた事実確認の下

に地方慣習法書に収録している文章であるために、都市内対立の実相が実例を下地に冷静に書き留められている。従って、対立の背景や原因が正確に示されている。民衆蜂起それ自体を描いている史料とは違い、都市の特定や事件の推移は具体的に書かれていないが、逆に、13世紀末から14世紀初頭においてフランス王国で一般的に起こっているこの対立の実像がクローズアップされていると言えよう。「王国都市においては、公共のタイユ税をめぐる多くの争いが起こっている」との指摘と、その原因が国王課税であるタイユ納税の都市内での分担額が所得差に基づいていないことであるとの言及は明快である。概ね、王国都市では寡頭支配体制になっていたことをよく示してもいる。この時期に国王側が、その他にも強制公債を各王国都市に強要していたことは分析済みだが、そうすると、都市内では強制公債の分担額をめぐるも同様の対立が起こっていたことになる。

そのような状況を諸王国都市が抱えていたことが一般的であったことからすれば、＜表3＞に見られるプロヴァン以外のメッス (Mets 1283年)、ストラスブール (Strasbourg 1308年)、ユイ (Huy 1296年)、リエージュ (Liège 1296-1302年)、アラス (Arras 1285年)、ドゥエ (Douai 1280-1281年)、サン＝トメール (Saint-Omer 1306年)での都市内対立も Ph. ド＝ボーマノワールが書き示したようないくつかの要因で蜂起が勃発したと捉えることも無理ではなくなる。そういえば、蜂起発生時期も1273年から1306年に集中している。

③ 王権濫用に対する抵抗

先に、II-(1)-①②のところであふれておいたように、王権による国王課税の強化や貨幣改悪の強行がダイナミックに展開された時期だけに各王国都市の王権に対する反応は速かった。先述

した1292年のルーアン都市民のタイユ税の引き上げと援助金の追加徴収に抵抗した蜂起や、1307年にパリの職人たちが王国造幣局の長官家屋を略奪した蜂起などはその典型例と言えるだろう。

それ以外の動きとして目立つのは、南フランス各都市の事例である。王権に対抗する都市民蜂起でも二つのタイプに大別できる。一つは、13世紀末から14世紀初頭に発生したもので、国権やカトリック教会によって導入され推進された異端審問に対する蜂起で、もう一つは「百年戦争」開始前後の1330年代の蜂起である。前者では、アジ（Agde 1272年）、アルビ（Albi 1272年）、カルカッソンヌ（Carcassonne 1303年）、ナルボンヌ（Narbonne 1285）などで、都市内対立の側面もあったが、北フランスよりは自立度の高いコンシュラ（執政）都市としての位置づけられていたこともあり、異端審問の導入が王権の介入と捉えられ、異端審問導入への抵抗が反王権闘争として激化したと考えられる。後者は、モンプリエ（Montpellier 1331年）、トゥールーズ（Toulouse 1332年）、カオール（Cahors 1336年）、フォワ（Foix 1338年）、パミエ（Pamiers 1338年）、ナルボンヌ（Narbonne 1338年）などの諸都市に認められる。いずれもフランス王権の南フランスへの浸透が進む中で発生している。国王の増税策や貨幣改悪との関連でそれぞれのコンシュラ都市の上層の特権都市民が、コンシュラ役人として王権の政策に追随することに対する異議申し立てから始まっている。その中でも、「百年戦争」がらみの税徴収の押しつけに対する都市民の抵抗が目立った。当然ながら、徴税に係わる国王役人も攻撃されている⁽⁷⁴⁾。

以上のように、諸都市民の闘争もまた「封建制の危機」の深化状況と密接に係わっていたことになる。つまり、そのいずれもが、封建諸勢力がこぞって中世的枠組みに良くも悪くも逆行

する利潤追求の路線を邁進する状況下で発生している。ただし、都市民蜂起の中核を担ったのは都市内対立であったと言えるだろう。それは、領主権力の危機対応策の最初の犠牲となった農山村民の一部が、保有地を失い、共有権行使の場からも排除され生き延びるために都市への流入してきていたからでもあった。

(3) 14世紀前半期のその他の民衆行動

13世紀中葉に始まる「封建制の危機」が、それまでの中世的枠組みを社会経済的に切り刻み続けると、格差社会が深化し、本来であれば大なり小なり社会全体に循環すべき富（＝生産物、貨幣）が、国王などの封建諸勢力や富裕都市民層のところに滞留し、それ以外の人々には十分に行き渡らなくなり、社会はマヒ状態に陥る。そうした混乱した現実直面した農山村民や都市民がどう対応したのかは上述した。14世紀前半期をみると、それでもなお情け容赦のない利潤追求の荒波が、留まることを知らないかのように、どんな些細な富にも襲いかかり食いつぶすという、「転倒した社会」を常態化させていた。粗暴な暴力が罷り通り、略奪や殺人などありとあらゆる犯罪のはびこる社会的危機の中で、また、民衆の「戦争」参加（＝略奪）が日常化する事態に直面し、生きる希望を見失うような精神的危機状況が蔓延していた⁽⁷⁵⁾。そうした状況の中でも、生き長らえようと人々はもがき苦みながら、善と悪、正義と不正、正常と異常、生と死との狭間で右往左往していたことが見えてくる。その彼らの動向を辿ることにしよう。

① 鞭打ち苦行者の動き

既研究では、鞭打苦行者運動はすでに13世紀にはアルプス山脈の南北に存在していたと言われるように、ヨーロッパ各地に確認されてい

る。1260年以來しばしば聖職者たちに先導されて、鞭打苦行者たちは手に鞭をもち、裸足で教会へ押し寄せた。教会で祈り、償いの歌を歌い、神に慈悲を願ったという⁽⁷⁶⁾。ヨーロッパの人々はベスト以前にも長いこと怪しげな予言と、不吉な前兆、千年王国論や不幸の暗示に直面していて、誰もが不安と戦っていて、危機に際して昔の予言を思い出そうとしていたというのである⁽⁷⁷⁾。

『ギヨーム＝ド＝ナンジー年代記』によれば、サン＝ドゥニ教会では、僧侶と一緒に大勢の男女が集団となり、全員が裸足で、男は裸になり、離れたところまで行進しているという。しかも、こうした行進は、この教区だけでなくシャルトルやルーアンの諸教区、さらには王国の他の地方にも発生していたと書かれている⁽⁷⁸⁾。

この鞭打苦行者の行動は、今日の感覚からすれば、いかにもカトリックの色合いで、やや集団ヒステリーの状態が目立つ。そして、それらが一定の条件を満たした演出であったとしても、人間としての尊厳が限りなく否定される時代にあつては、そうすることによって、辛うじて自らの人間としての精神的危機を乗り越えようとする主体的行為であったことが、本稿の分析視角では重視されよう。この現象が、当時の社会がどれほど壊れ切ってしまっていたかを可視的に物語っているからである。

②「新牧人蜂起」(1320年)

鞭打苦行者の取り組みよりも、蜂起の狙い、蜂起参加者、そして蜂起行動の面で、先鋭的で、暴力的スタイルが散見できたのが「新牧人蜂起」である。1320年に発生した当蜂起は、そのきっかけも意外なところにあつた。それは、フィリップV世(Philippe V, ?~1322)の十字軍遠征の提案であつた。これに呼応して、先ず、飢餓に追い詰められていた貧民たちが武装蜂起

し、金持ちや権力者を襲った。その時には、「教会と大君主国を転覆してしまおう。おびただしい流血を見た後、唯一の十字架を高く掲げることになろう」という預言が一人歩きし、つむじ風のように、突然の予期しない形で、一大蜂起行動が発生した。

1251年のときと同じように羊飼いや子供たちが混じっていたので、これを「新牧人蜂起 *nouveaux Pastoureux*」といった。先行研究によれば、この運動は、千年王国の夢を神に訴えるというスタイルをとって、強き者を挫き、貧しき者を奮い立たせる運動理念を掲げ、実際には、武装集団を構成し、物乞いや略奪をしながら、諸都市を渡り歩いたという。北フランスに始まったこの蜂起のうねりは、パリに迫り、パリのシャトレ(裁判所兼牢獄)に乱入した。その後、パリを後にした雑多な蜂起集団はイングランドのプランタジネット王権支配下の西南フランスに向かい、ユダヤ教徒を虐殺するなどの行為に出た。しかし、最終的にはアヴィニョンの教皇庁により破門され、トゥルーズとナルボンヌの間での戦闘で、教皇ヨハネス22世の指し向けた討伐軍に敗北し鎮圧された。残存者もピレネーを越えたがアラゴン王の息子の軍隊によって完全に鎮圧されている⁽⁷⁹⁾。

以上のように、「新牧人蜂起」は1251年の「牧人蜂起」と似たような構図で展開したが、また、蜂起参加者の多様性、非共同体的性格、物乞いや略奪といった行動様式といったところでは極めて類似していたが、それでも、前者には1251年には見られない側面がある。

第一には、1320年の蜂起にも千年王国論的「預言」が浮かび上がったが、全体として捉えるならば、「民衆十字軍」的行動の局面は見えず、悪と異常に走らなければ生きてゆけないという論理も崩壊し、死を覚悟した一種の自暴自棄の行動に打って出ていたという面である。ユ

ダヤ教徒を攻撃したというのも、異教徒として叩いたというのではなく、金融業の金持ちを略奪したという域を出てはいない。

第二には、下級僧侶などの指導層の不在である。そのため千年王国論を目指す、つまり、手段として、悪と異常の舞台に立ちながらも、蜂起の結果、この世に「天国」を作り出そうという理念を提示でき得なかった点である。「預言」も蜂起参加者を「奮い立たせる」だけの効果しか感じられない。

第三には、カペー王権の統治責任の放棄である。パリの権力の象徴の一つでもあるシャトレ（牢獄を兼ねた裁判所）攻撃を放置し、蜂起勢の勢いに手をこまねいていたという風ではなく、むしろ、過剰反応を避け、これらの蜂起集団がカペー王権の支配下になく西南フランスへの移動を喜んでいるようにも見受けられる点である。

こうした特徴も、1320年代の「転倒した社会」の深刻さを印象付ける光景の一つであったことに注目すべきである。

Ⅳ、ペスト大流行直前の状況

さて、本稿最後には、ペスト大流行直前の諸状況を可能な限り明らかにしていこう。一つには、略奪横行の実態を、二つには、大流行を生み出す利潤追求のうねりの巨大化について、三つには、極限に達していた「転倒した社会」状況に関して、先行研究成果に学びながら、それらの実態に迫っていきたい。

(1) 1337年～1346年の略奪騎行の横行

「戦争」の実態が略奪騎行であり、それが「何よりもまず、社会機能不全の最後の表現形態」であったことはすでに確認済みであるが、ここでは、1336年から1345年までの10年間にフランス王国が平和経済から「戦争経済」に移

行してしまう状況⁽⁸⁰⁾を多面的に捉えることを主眼としたい。

「戦争経済」とは、言うまでもなく「戦争」財源確保に向けての課税体制の確立と、貨幣改悪政策への突入を前提としている。どこまで徴収できたかは不明であるが、1339年の例では、ヴァロワ王権のフィリップⅣ世が「戦争」のための援助金（エード）を6万マル相当額の徴収を決めているところに確認できる⁽⁸¹⁾。パリでは、すでに1328年のフランドル政策行使に伴う援助金の支払いを始めていて、クレシーの敗北後の1347年10月24日にはパリのプレヴォ管区およびヴィコント管区の聖職者、貴族、都市民は、1,500名の軍隊の6カ月間の維持費を条件付きで認めたことがわかっている⁽⁸²⁾。その年はそれでも足らず例の貨幣改悪政策で乗り切ろうとしている。その前の1341年の例では塩の売買にかかる塩税の徴収が認められている⁽⁸³⁾。このような一種の「戦争税」と認識された援助金は農山村民にも課せられた。G. ボワの研究では、1340年代のノルマンディーにおける国王課税の実際の平均的負担額が、一戸当たりトゥール貨30スーであると推算した。これは、5ヘクタールの土地の小作料に匹敵するという⁽⁸⁴⁾。こうした動きは＜史料5＞の王国三部会の実施内容からも、マルセイユへのペスト上陸の年でもある1347年の11月開催までの動きの中に確認できる。

ペスト大流行の以前の略奪騎行のルートも見ておきたい。次の＜史料6＞の地図上を見れば分かるように、ペスト大流行が一気に蔓延した1348年までもフランス王国内にプランタジネット王権軍が入り込んでいる。しかも、これは「正規契約軍」のルートを表示したもので、⁽⁸⁵⁾「自由契約軍」の野武士団の略奪の範囲はこれらのルート沿いに拡大していたことは言うまでもない。主だったものでは、1340年のエ

＜史料5＞ 王国三部会の動き

	年・月	背景・内容	備考	国王
1	1343・8月	ブルターニュとノルマンディーへのイングランド国王軍の脅威。良貨の復活と引換えに課税引き上げ承認。	貨幣危機	フィリップⅥ世
2	1346・2月	クレシーの戦いの準備。ギュイエンヌにおけるイングランド勢力の拡大。貨幣問題・財政問題処理のために開催。課税を承認。		
3	1347・11月 1348・1月	クレシーの敗北後の会議。エドワードⅢ世によるカレー占領。それに対抗すべく大軍と大艦隊の建設を協議し、その財政手段を提供する決意の表明。	貨幣変更	ジャンⅡ世
4	1351・2月	イングランド国王軍との戦闘再開の気運。王国財政の建て直しをめざす。三部会諸勢力の反対、地方三部会の抵抗。	勅令 (1月30日)	
5	1355・11～12月	イングランド国王軍との戦闘再開。国庫の欠乏を補うべくパリ高等法院会議室に招集。3万人の兵を養うに必要な費用を増税と食料品への消費税で賄おうとする。	勅令 (12月28日)	
6	1356・3月	聖職者、貴族その他が属するそれぞれの身分のすべての者は、あらゆる商品につき1リーヴルあたり8ドゥニエの税を支払うこと、並びに塩税は王国全体に拡大されることが決められる。ピカルディー、アルトア、ノルマンディーにおいて抵抗が激しかった。		
7	1356・5月	3月に票決された援助金の集まりが悪かったため、あらたな形式の課税を決定する。	勅令 (5月26日)	王太子
8	1356・10～11月	9月のボアティエ敗戦、イングランドによるジャンⅡ世の捕縛。パリ高等法院大会議室に800人以上が集まる。9人の国王顧問官の解任、ナヴァール王シャルルの釈放、28人の国王顧問官の新規任命。	貨幣変更	

出典：R. Cazelles, «Les Mouvements», pp. 305-307；井上、前掲論文 22-30頁；J. Le Goff eds., *L'Écon.*, pp. 134-136より作成。

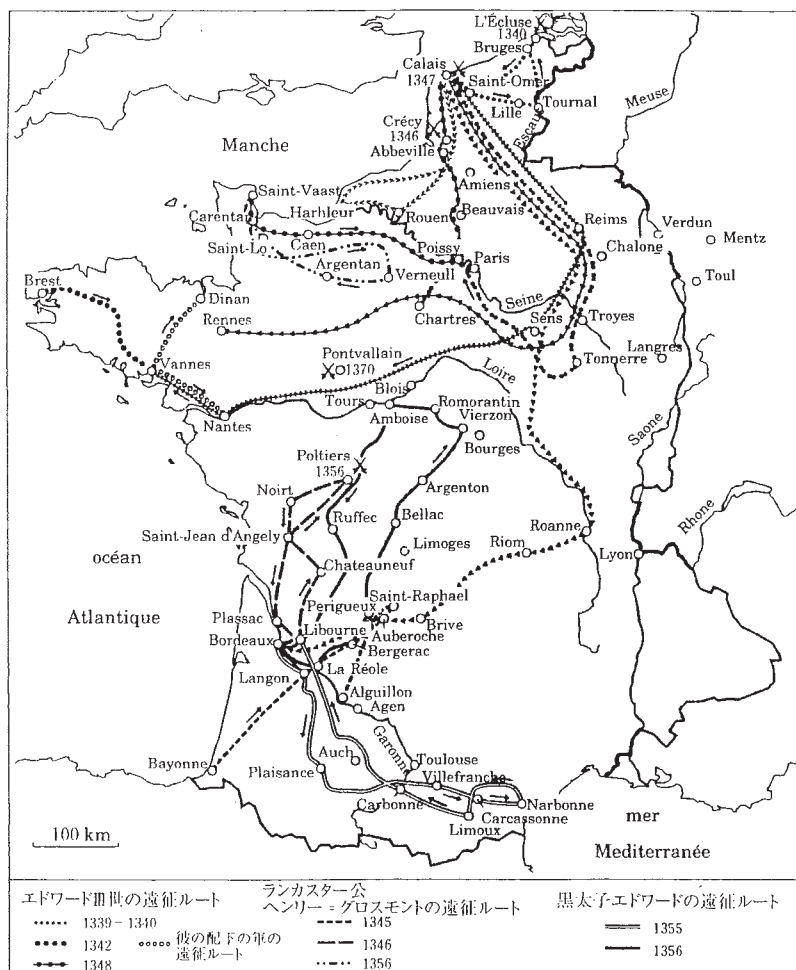
ドワードⅢ世のエクルーズの戦い後のルート。1346年の同じくエドワードⅢ世のコタンタン半島上陸から、セーヌ下流域のポワシーを通過し、さらに北進しボーヴェー、アミアン、をかすめクレシー（戦い）へのもの。1346年の、ランカスター侯爵ヘンリ＝グロスモントの軍がボルドーからポワティエ方面までを略奪騎行したものが挙げられる。

この動きからだけでも、数値としてはつかめないまでも、略奪の被害の状況が見えてくる。上記のように「自由契約軍」の存在も加えれば、

略奪される側の悲惨さは文字通り筆舌に尽くしがたい状況であったに違いない。次の『フロワサル年代記』⁽⁸⁵⁾の記述は、さらに略奪の実態をより深く伝えている。

「農村地域では身代金を支払わない限り、すべて荒らされるがままにされた。貧しい耕作農民は、もはや麦わらしか持てなかった。もし、蓄えのことでも話そうものなら攻撃され殺された。そればかりか、養魚池も干し取られ家屋も燃料用に打ち壊された。

＜史料6＞ 1356年までのプランタジネット王権軍の略奪騎行ルート



出典：J. Kerhervé, *Histoire de la France*, p. 150.

イングランド国王軍がやって来たとしても
フランス国王軍ほど激しい略奪はしなかつ
たであろう。フランス側の野武士は次のよ
うに言ったという。《今は全く金がないが、
戻るときには一杯になるだろう。その時に
は現金ですっきり支払うから》。貧しい
人々は彼らを憎んだ。人々を襲い財産を奪
う兵士を目撃した彼らは、声に出さず、た
だ、ささやくように口も開けずにこっそり
と次のように言った。《二度と戻れないよ
う、薄汚れてじめじめしたところへ行って

しまえ》」

この記述は、両王国軍配下に属する野武士団
の略奪の様子を生々しく伝えている。また、略
奪も一定期間に及んだことを匂わせている。
Ph. コンタミーヌの研究でも、1340年のエク
ルーズの戦いに伴う略奪騎行に始まるこうした
例が示されている。「正規契約軍」の略奪騎行
ではそれ以外の紛争が付け加わることがあった。
つまり、大盗賊団の略奪に係わる予期せぬ多く
の出来事が起こったというのである。そのため、

公式の「戦争」は、普通、3月から10月までの間に実施されるが、そうした場合には、彼らは年を越して3月まで6か月間も居座ることがあったという⁽⁸⁶⁾。

以上のように、「戦争経済」は農山村民や都市民への集中的な課税攻撃を仕掛けただけでなく、さらに両国王の立ち上げた「正規契約軍」の略奪騎行による犠牲を強いたのである。確かに、こうした事態は「社会的機能不全の最後の表現形態」としか言いようがない。「戦争」は、約百年間にわたる「封建制の危機」の進行の中で、辛酸をなめるような境遇に追いやられ、それでも辛うじて生きてきた人々を、情け容赦なく食い尽くす蟒蛇のような役割を演じたことになる。この機に及んでも、国王ら封建諸勢力は、骨の髄まで貪り食おうとする利潤追求の姿勢をやめられない資本の論理に完全に絡めとられていることに、悪びれている様子はどこにもない。

これがペスト大流行直前の状況であった。このように、「戦争」は、フランス王国全体が機能不全に陥っている最中であるにもかかわらず、略奪目当ての人流増大と接触の拡大を広域化させる役割をも担ってしまっていたのである。

(2) 大流行を支えた道路と河川の流通ネットワーク

すでに、13世紀中葉までにフランス王国内の諸都市は、数次にわたる十字軍活動の影響を受けて中世都市として急成長していた。都市人口数も増大し、1340年頃で、パリ（約250,000人）、ガン（約50,000人）、トゥルーズ、ルーアン（40,000人前後）、ブルージュ（約35,000人）、ボルドー、サン・トメール、イーブル（30,000人前後）と言われている⁽⁸⁷⁾。一般的に市壁をもつ囲郭都市の人口が、「封建制の危機」の深化にもかかわらず急減しないのには、人々の移動、移住の増大が背景にあった。都市では、流

行病や政治的・社会的紛争が起こると都市住民は逃れたが、逆に、「戦争」や飢饉に追い立てられていた農山村民は、都市が安全で、食物援助を受けられるのではとの期待もあって、都市に押し寄せ、そこに住み着いたからである。また、その当時の都市は、非衛生的であり、出生数より死亡数が上まわり安定した人口を確保できなかった。それでも、1330年から1340年ころまで都市の人口増が続いたのは都市規模の大小を問わず、都市への移住が継続したからであった⁽⁸⁸⁾。というわけで、辛うじて都市に移り住めたとしても、彼らは食糧の安定供給は得られず、都市下層民として生き抜かなければならなかったのである。

ところで、こうした都市への移住や都市間の商品取引を支えたのは道路のネットワークの一定の拡充であった。この点で、先にも引用したPh. ドーボーマノワールの『ボーヴェー慣習法』に貴重なデータが書き込まれていた。それによると、当時すでに、小道（sentier, 1,20m）、馬車道（charrière, 2,40m）、街道（voie, 4,80m）、幹線道（chemin, 9,60m）、王立大幹線道（grand chemin royal, 19,20m）の五類型が概ね出来上がっていた⁽⁸⁹⁾。これが存在していたからこそ、12・13世紀からのシャンパーニュ大市などの広域市場圏が成立し人流が活発化していた。もちろん、略奪騎行軍がこれらを利用したことは言うまでもなく、その意味では、これらの道路が「戦争経済」の東西南北への驀進を支えていたことになる。さらに、これがペスト大流行期の感染ルートになったことも否定できない。

この視点からすれば、陸路よりも安全な河川網も確認すべきである。フランスには年間流量の一定した大河川が存在する。もともと、パリ、ルーアン、リヨン、オルレアン、アンジューなどが河川都市であったが、セヌ河、ロワール河、ローヌ河だけではなく、1344年後までには、

ガロンヌ河、ジロンド河、ドルドーニュ河、タルン河、アヴェロン河、ロート河などの水系も水路として活用され、複数の河川を運行する水上商人共同体が形成されてもいた。ソーヌ河とローヌ河水系も物資ばかりでなく人の移動も担い発展していた。また、リヨンからアヴィニオンへのローヌ下りは観光化されてもいた⁽⁹⁰⁾。パリとルーアンとの間の年間河川総輸送量が2万トンから4万トンとされているので、商品取引の面では陸上輸送よりも重視されていたことが理解できる。そして、ここもペスト大流行の表舞台を支えることになっていく運命にあったことは言うまでもない。

さらに、これら河川運輸と直結しているのが、東西交易圏との海運ネットワークの存在である。もちろん、バルト海、大西洋沿岸での取引も大きかったが、ここでは商業史的視点からではなく、東方からのペスト到来という現実から、地中海交易との接点を捉えることにある。南仏の港湾都市の中でもマルセイユがそれらの中核都市として立地していた。ペストが最初に上陸した都市がここであった。次いで、外洋船がそのまま遡航できたローヌ河の河川都市リヨンがペスト上陸の港となっている。

(3) 略奪騎行の中での貧困化と人の移動による感染症などの流行

略奪騎行の被害もあり、それとほぼ同じスピードと規模で農山村民や都市民の貧困化度合いが一気に高まっていったのが1330年前後からである。その頃が貧困の悪化の一種の曲がり角であったと感知されていた⁽⁹¹⁾。分析の進んだところでは、まず、とりわけ南仏のルエルグ地方においては極貧状況が10年間も慢性的に続いている。次いで、シャンパーニュ地方のプロヴァンでは、定期市の衰退や毛織物業の衰退のために困難な状況になっていたのが見られ、

最もひどかった1330年には、前の1316年と比べて後の1348年と同様に失業と貧困に直面している⁽⁹²⁾。

1340年から1347年にかけては、オート-プロヴァンスで、騒乱と収獲悪化に見舞われて、債務を負って物乞いや放浪生活に追いやられた農山村民たちが移住を強いられている。カステランでは、何人もの債務者たちが欠席裁判で有罪判決を受けた。その上、プロヴァンス地方では経済的停滞が不安定性の原因となり地域全体の状況を悪化させた⁽⁹³⁾。

このような事態は、これらの地域だけのことでないことはこれまでの行論で明らかであるが、中央山岳地帯のフォレ地方では、1277年から1343年までの66年間に、なんと少なくとも34年もの年度（2年に1度）に飢饉、飢餓を体験していたというのである⁽⁹⁴⁾。それでも、如何ともしがたい経済格差の拡大と慢性的な食糧不足の下で、農山村民も都市民もサバイバルの場と生活手段を探し求めてさ迷い歩くしかなくなっていたのである。

こうした状況下では、重大な食糧難に見舞われると、「大量死 *mortalités*」という悲惨な事態に至った⁽⁹⁵⁾。これは、史料的裏付けは出来ないにしても、例外的にというのではなかったように思える。この問題はペスト大流行の直前の時期であるがゆえに、その背後に置き去りにされがちであるが、ここでは許される範囲内でそれらの痕跡を拾っておくことにしよう。

実は、ペスト大流行以前に、百日咳、チフス、腸炎、天然痘、麻疹、インフルエンザ、肺炎などの流行病が断続的に猛威を振るって、死亡率を高めていた。例えば、ブルゴーニュ地方のジヴリ Givry は、1,000人から2,000人の主要な市場町だが、1334年には6名の死亡しか無かったのに、1337年には25人、1341年には37人、1347年には42人が亡くなっている⁽⁹⁶⁾。このジ

ヴリでの死亡者数の増大が感染症なのかどうかははっきりしない。だが、「機能不全の最後の表現形態」である「戦争」によって「転倒した社会」がフランス各地に出来上がってしまっている状況を前提とするならば、ジヴリの事例は、史料としてはまだ確認できないまでも、「封建制の危機」の完成期の1330年代から1340年代に、感染症などの流行に弱い体質を、社会経済的にも、政治的にも、そして、人々の体力の面でも作り出してしまっていたという状況が窺える。後は、準備が万端整ったので、東方からのペストの到来を待つばかりとなっていたのである。

おわりに

G. ボワは、2000年に、「封建制の危機」の中での大不況の「政治的・知的な報い」の章立てのところで、「人口学的な大殺戮と社会的崩壊は、おそらく中世の大不況の中では最も耳目をひきつける現象である。にもかかわらず、それを長期波動のパースペクティヴの中に立ってみれば、最悪なのは、おそらく他のところにあった」⁽⁹⁷⁾と推定している。それについての結論の一つとして、彼は「政治的なことの秩序の中にある」⁽⁹⁸⁾とした。

実は、本稿を執筆しようと思い立ったもう一つの動機がこの提言であった。ただ、この本が出版された20年前は、多岐にわたるそれらの問題提起に対応するには準備不足もあって先送りせざるを得なかった。14世紀後半期まではフォローできるにしても、15世紀の政治的構造の変容、象徴的に言えば、政商で国王顧問官となったジャック＝クールのような金融業者・豪商の存在が、身分王政の権力的中枢にどのようなインパクトを結果的に及ぼしたのかの分析が不十分であったからである。ところが、今回

のCOVID-19のパンデミック下で、14世紀の「ペスト流行の下での人口減少がヨーロッパ封建社会を大きく変えた」と言われてしまったことから、にわかに、G. ボワ提言に立ち戻ることもなった。

果たして、本稿の分析の結果はどうなったのか、最後に結論部分を簡単に整理しておこう。13世紀中葉から1348年までの約百年間における、フランス王国の「封建制の危機」状況の全体史的分析となったが、以下、三点にまとめた。

第一点は、経済的な側面だが、中世領主制に基づいた領主制経済を停滞させ大不況へと導いたのは商品貨幣経済（＝市場経済）であった。それに対応して、封建的諸勢力の所領経営は「領主財産の危機」を乗り越えるために、地主小作制の導入、商品作物栽培経営への移行、森林用益権などの共有権への介入など、利潤追求路線への転換を強引に推し進めた。この動きの背後にうごめいていて富の独占の道筋を描いたのは、貴族化した有力都市民層であり、とりわけ金融資本の威力は凄まじく、中小の土地領主までもがターゲットにされた。他方で、穀物生産の後退が進み、些細な異常気象を契機に飢饉を生み出し飢餓を蔓延させた。また、大不況下での物価上昇が起こるなど、都市の中下層民の生活を直撃した。

第二点は、社会的諸状況の変化である。順序としては、先ず、中世領主制社会の崩壊であった。荘園制社会の中に構築されていた領主と領民との間の双務的諸関係から、領主経営の転換を迫られた領主側が離脱しようとし始めたことである。それは、一面では所領内の農山村民の生計の基盤でもあり、飢饉時には彼らのサバイバルの場でもあった森林用益権などの共有権への攻撃となって表れた。次いで、この中で農山村民の間での経済格が差一気に進み、土地保有

権まで失い、領内での生活ができず流浪化し、貧民となる者が増大した。彼らは生きるために物乞い集団となり、都市へ向かうか盗賊化することになった。こうして、その結果、大不況下での経済は混乱し、度重なる飢饉を惹き起こし、さらに、略奪騎行軍の悪行三昧が深刻化し、人々は、ありとあらゆる犯罪のはびこる社会的危機に引き込まれた。ここに、「転倒した社会」が常態化することになった。

第三点は、権力を掌握する者たちの政治的行為の身勝手さである。国王、諸侯、聖界領主などの有力封建諸勢力は封建権力を手放そうとしなかった。彼らは、大不況下での財政的危機を貴族や聖職者以外の人々の犠牲の上に克服し、自らの権力を強化しようとした。つまり、当時の多くの生産者による総生産である富の寡奪を決め込み、飽くなき利潤追求を邁進した。そのためには、「社会的機能不全の最後の表現形態」であるところの「戦争」政策も躊躇しなかった。

実は、以上のように封建制社会が決定的に変えられてしまった状況を、同時代人も、少数であるが見抜いていた。それは、なんとあの狡猾な狐ルナールが活躍する『狐物語』と、当時の時代状況を平民目線で描いたといわれる『ジャン＝ド＝ヴェネット年代記』である。

『狐物語』では次のように表現されている。

陛下は私に死刑の宣告を下されました。
しかしながら、陛下、およそ王たるものが
悪党、追従の輩を好んで信用し、
心気高き家臣をうとんずるがごとき、
本末転倒の事態を招くにいたっては、
王国の命運は、危機に瀕します。
なぜなら、生まれつき品性賤しき輩は
物の節度をわきまえていないからです。
宮廷で立身出世できるとなると、
他人を貶めることに心を砕きます。

思うに、餌に飢え餓え切った犬は
隣獣も何もおかまいなしです。

かような連中は、貧しき者を減ぼし、
貨幣の改鑄をおこなわせます。

彼らは、人をそそのかして悪事を働かせ、
しかも、おのれの利を計ることは心得て、
他人の財産を横領する輩なのです⁽⁹⁹⁾

きっと、この作品を読んでいたのであろう。
年代記作者のジャン＝ド＝ヴェネットは次のように述べている。「この告訴された犬（貴族）は自分の悪意をかくそうとたくらんだり、仲間（狼、略奪騎行軍や野武士団）の手助けで、結局、主人の羊（農山村民や都市民）を不正にむさぼり食ったりした」（括弧内は筆者注）⁽¹⁰⁰⁾ と的確である。同時代に生き、諸矛盾を直視していた彼らの表現にはかなわない。

このように、「封建社会を大きく変えた」のは、ペストによる人口減少だったのではなく、貴族化した有力都市民層も含めた有力封建諸勢力による飽くなき「利潤追求」の政策が生み出した、「転倒した」、「社会的機能不全」の社会だったのである。そして、それがペスト大流行をもたらしたのであった。

注

- (1) 濱田篤郎『パンデミックを生き抜く―中世ペストに学ぶ新型コロナ対策―』朝日新聞出版、2020年、30頁。
- (2) Marc Bloch, *Les Caractères originaux de l'histoire rurale française*, Oslo, 1931, Paris, 1955 (M. ブロック＜河野健二・飯沼二郎訳＞『フランス農村史の基本性格』創文社、1959年)。
- (3) Guy Bois, *Crise du féodalisme, Recherches sur l'économie rurale et la démographie du début du XIII^e au milieu XVI^e siècle en Normandie orientale*, Paris, 1976.
- (4) Philippe Contamine, *L'économie médiévale*, Paris, 1993, p. 222.

- (5) G. Bois, *La Grande dépression médiévale: XIV^e et XV^e siècles, Le précédent d'une crise systémique*, Paris, 2000, p. 57.
- (6) *Ibid.*, p. 59.
- (7) *Loc. cit.*
- (8) *Loc. cit.*
- (9) *Loc. cit.*
- (10) *Ibid.*, p. 60.
- (11) *Loc. cit.*
- (12) *Ibid.*, pp. 60~61.
- (13) Guy Fourquin, *Les Campagnes de la région parisienne à la fin du Moyen Age*, Paris, 1964, p. 193.
- (14) M. Berthe, « Marché de la terre … », *Campagnes médiévales* …, Paris, 1995, pp. 299~300.
- (15) G. Bois, *La Grande dépression.*, p. 63.
- (16) *Ibid.*, p. 64.
- (17) *Chronique de Jean de Venette*
- (18) Claude Gauvard, *La France au Moyen Age du V^e au XV^e siècle*, Paris, 1966, p. 342.
- (19) G. Bois, *La Grande dépression.*, p. 64.
- (20) *Ibid.*, p. 69.
- (21) *Loc. cit.*
- (22) *Ibid.*, p. 70.
- (23) M. ブロック、前掲書、163-164 頁。
- (24) G. Fourquin, *Les Campagnes.*, pp.
- (25) *Ibid.*, p. 135.
- (26) Robert Boutruche, *La Crise d'une société: seigneurs et paysans du Bordelais pendant la guerre de Cent Ans*, Paris, 1962, p. 111~112.
- (27) Georges Duby, *L'Economie rurale et la vie des campagnes l'Occident medieval*, Paris, 1962, p. 246, pp. 261~262.
- (28) G. Fourquin, *Le Domaine royal en Gatinais d'après la prise de 1332*, Paris, 1963, pp. 45~92.
- (29) G. Fourquin, *Les Campagnes.*, p. 463.
- (30) *Ibid.*, p. 200.
- (31) Robert Fossier, *Paysans d'Occident (XI-XIV siècles)*, Paris, 1971, p. 198.
- (32) G. Fourquin, *Les Campagnes.*, p. 201; G. Bois, « Noblesse et crise des revenus seigneuriaux en France aux XIV^e et XV^e siècles: essai d'interprétation », in *La Noblesse au Moyen Age*, éd. par P. Contamine, Paris, 1989, p. 223.
- (33) *Loc. cit.*
- (34) Michel Mollat, *Les Pauvres au Moyen Age: Etude sociale*, Paris, 1978, pp. 207~208.
- (35) M. ブロック、前掲書、177 頁。
- (36) 同上、158 頁。
- (37) G. Duby, *L'Economie.*, pp. 748~751; 森本「サン-ジェルマン-デ-ブレ修道院領の『農奴解放』について—フランス農奴制研究のために—」(『土地制度史学』第17号、1965年)。
- (38) B. Guérard, *Polyptique d'Irminon*, t. II, 1844, pp. 383~387; G. Duby, *L'Economie.*, pp. 383~387; 森本、前掲論文、52~58 頁; 近江吉明『黒死病の時代のジャクリー』未来社、2001 年、46 頁。
- (39) 近江、同上。
- (40) M. ブロック、前掲書、247~248 頁。
- (41) C. Gauvard, *op. cit.*, pp. 297~333; Jean Kerhervé, *Histoire de la France: la naissance de l'état modern 1180-1492*, Paris, 1998, pp. 98~112.
- (42) Andre Leguai, « Les Troubles urbains dans le nord de la France à la fin du XIII^e siècle et au début du XIV^e siècle », *Revue d'Histoire Economique et Sociale*, n. 54, 1976, p. ?
- (43) G. Bois, *La Grande dépression.*, p. 63.
- (44) *Loc. cit.*
- (45) M. Mollat, *Les Pauvres.*, p. 195.
- (46) *Loc. cit.*; M. Mollat et Ph. Wolff, *Ongles bleus, Jacques et Ciompi, les revolutions populaires en Europe aux XIV^e et XV^e siècles*, Paris, 1970, pp. 94~95; 近江、前掲書、57 頁。
- (47) Raymond Cazelles, « Les Variations du prélèvement et de la répartition selon les équipes au pouvoir », in *Genèse de l'état modern, prélèvement et redistribution*, éd. par J-Ph. Genet et M. Le Mené, Paris, 1987, p. 205.
- (48) *Loc. cit.*
- (49) Jacque Le Goff éd., *L'Etat et les pouvoirs*, Paris, p. 131.
- (50) M. ブロック、前掲書、168~169 頁。
- (51) G. Bois, *Noblesse.*, p. 228.
- (52) R. Fossier, *op. cit.*, p. 198.
- (53) G. Bois, *La Grande dépression.*, p. 73.
- (54) Marie-Téles Caron, *Noblesse et pouvoir royal en France, XIII^e-XVI^e siècle*, Paris, 1994, p. 85; Ph. Contamine éd., *La Noblesse.*, p. 31.

- (55) C. Gauvard, *op. cit.*, p. 379.
- (56) Ph. Contamine, *Guerre, état et société à la fin du Moyen Age, Etudes sur les armées des rois de France 1337-1494*, Paris, 1972, p. 23.
- (57) *Ibid.*, p. 45; C. Gauvard, *op. cit.*, p. 379.
- (58) 山内進『掠奪の法観念史』東京大学出版会、1993年、170頁；Valérie Toureille, *Vol et brigandage au Moyen Age*, Paris, 2006, p. 46.
- (59) モニク＝リュスネ<宮崎揚弘・工藤則光訳>『ペストのフランス史』同文館、1997年、30頁。
- (60) M. Mollat, *op. cit.*, p. 193.
- (61) ヴェ＝エリ＝ケーロフ<林基訳>「1251年の南部ニーダーラントとフランスにおける<牧人>蜂起」(『専修史学』第3号、1971年、71~89頁)。
- (62) M. ブロック、前掲書、24頁。
- (63) ア＝ヴェ＝コノコティン<林基訳>「12~14世紀フランス農村における共同体地のための闘争」(『専修史学』第12号、1980年)、44~45頁。
- (64) 同上、44頁。
- (65) 同上、49~50頁。
- (66) Henri Pirenne, *Le Soulèvement de la Flandre maritime de 1323-1328*, Bruxelles, 1900, 241p.
- (67) *Ibid.*, pp. 67-112.
- (68) M. Mollat, *op. cit.*, p. 195.
- (69) André Leguai, « Les Troubles urbains dans le nord de la France à la fin du XIII^e et au début du XIV^e siècle », *R. H. E. S.*, n. 54, 1976.
- (70) *Ibid.*, p.
- (71) *Ibid.*, p.
- (72) *Ibid.*, p.
- (73) Philippe de Remi, Sire de Beaumanoir, *Coutumes de Beauvaisis, texte critique publié avec une introduction, un glossaire et une table analytique, par Am. Salmon*, t. II (Paris, 1900), pp. 267-271; 埴浩「ボーマノワール『ボークエジ慣習法書』試訳」(『神戸法学雑誌』第20巻第3・4号合併号、1971年；近江「フランス初の成文化された慣習法(13世紀後半)『ボークエジ慣習法(1282年)』(歴史学研究会編『世界史史料』第5巻、2007年)、59~60頁。
- (74) A. Leguai, *op. cit.*, p.
- (75) V. Toureille, *Vol et brigandage.*, pp. 39-46; クラウス＝ベルクドルト<宮原啓子・渡邊芳子訳>『ヨーロッパの黒死病一大ペストと中世ヨーロッパの終焉』国文社、1997年、234~235頁。
- (76) K. ベルクドルト、同上、164頁。
- (77) 同上、168頁。
- (78) M. Mollat et Ph. Wolff, *op. cit.*, p. 153.
- (79) *Ibid.*, p. 167.
- (80) G. Bois, *Crise.*, p. 251; Jean Kerherve, *op. cit.*, p. 121.
- (81) Bernard Chevalier, « Fiscalité municipale et fiscalité d'état en France du XIV^e à la fin du XVI^e siècle: deux systèmes liés et concurrents », dans *op. cit.*, éd., par J- Ph. Genet et M. Le Mené, p. 143.
- (82) R. Cazelles, *La Société politique et la crise de la royauté sous Philippe de Valois*, Paris., 1958, p. 224.
- (83) J. Kerherve, *op. cit.*, pp. 148-149; C. Gauvard, *op. cit.*, pp. 382-383.
- (84) G. Bois, *Crise.*, p. 259; id., *La Grande dépression.*, p. 78.
- (85) *Chron. de Froissart*, t. V, p. 57; M. Mollat, *Genèse médiévale de la France modern XIV^e-XV^e siècles*, Paris, 1977, pp. 33-34.
- (86) Ph. Contamine, *La Guerre de Cent Ans; France et Angleterre*, Paris, 1976, p. 41.
- (87) *Ibid.*, p. 91.
- (88) *Ibid.*, pp. 83-84.
- (89) *Ibid.*, pp. 56-57.
- (90) *Ibid.*, pp. 64-65.
- (91) M. Mollat, *op. cit.*, p. 196.
- (92) *Loc. cit.*
- (93) *Loc. cit.*
- (94) Ph. Contamine, *La Guerre.*, p. 39.
- (95) *Loc. cit.*
- (96) *Loc. cit.*; P. Gras, « Le register paroissial de Givry (1334-1357) et la Peste noire en Bourgogne », *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, C. (1939), pp. 295-308.
- (97) G. Bois, *La Grande dépression.*, p. 143.
- (98) *Loc. cit.*
- (99) *Le Roman de Renard*, éd. R. Bossuat, Paris, 1957; 近江、前掲書、89~90頁。
- (100) *Chron. de G. Nangis*, t. II, p. 231; M. Mollat et Ph. Wolff, *op. cit.*, p. 118.